

議会運営委員会委員長報告

○議長（上川正衛君）

おはようございます。

開会前に議員の皆さま方にお知らせしておきます。本会議終了後、臨時の全員協議会を開催したいと思っておりますので、閉会后、ただちに委員会室へご参集いただきますようお願いを申し上げておきます。

本日午前 9 時より議会運営委員会を開催いたし、今後の議会運営等についてご協議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 太田和博君。

○議会運営委員長（太田和博君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本委員会は、本日 9 時に委員会室におきまして、今後の議会運営等について審議をいたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

議員提案である意見書が提出されましたので、これを日程に追加し、議題といたします。本日の会議の進め方でございますが、各委員長より付託議案の審査結果報告受け、これに対する質疑、討論、採決を行います。次に議員提案であります意見書 2 件の説明を受け、これに対する質疑、討論、採決を行います。続きまして、議員の派遣について、閉会中の継続調査申出についてを採択する予定であります。最後に一般質問を行います。

以上で今期 9 月土庄町議会定例会を閉会する予定でございますので、よろしくお願いたします。

平成23年9月15日（木曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（福本耕太君）	2 番（濱中幸三君）	3 番（山田建之君）
4 番（山崎勝義君）	5 番（佐々木邦久君）	6 番（川本貴也君）
7 番（泊 満夫君）	8 番（山本良熙君）	9 番（三枝邦彦君）
10 番（井上正清君）	11 番（川口幸路君）	12 番（太田和博君）
13 番（藤本誠助君）	14 番（上川正衛君）	

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（岡田好平）	副 町 長（千葉三郎）
教 育 長（藤本義則）	総 務 課 長（難波正樹）
企 画 課 長（桑 英彦）	税 務 課 長（三木俊明）
福 祉 課 長（須浪宏和）	健康増進課長（坂本正樹）
住 民 環 境 課 長（中井俊博）	人 権 対 策 課 長（澤田 穰）
建 設 課 長（杉本正則）	農 林 水 産 課 長（前田満照）
商 工 観 光 課 長 補 佐（宮原正行）	教 育 総 務 課 長（宮原隆昌）
生 涯 学 習 課 長（南堀英二）	病 院 事 務 長（市村克美）
水 道 課 長（川本公義）	出 納 室 課 長（木下公明）
総 務 課 課 長 補 佐（川田順也）	総 務 課 係 長（三枝恵吾）

議会事務局職員

議会事務局長（三枝正武）	書記（中村友幸）
--------------	----------

議事日程 第2号

別紙のとおり

平成23年9月土庄町議会定例会
議事日程（第2号）

（平成23年9月13日招集）

平成23年9月15日（木曜日）午前9時30分 開議

- 第 1 付託議案について各常任委員会の審査結果報告
（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会）
- 第 2 議案第 1号 平成23年度土庄町一般会計補正予算（第5号）
- 第 3 議案第 2号 平成23年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 4 議案第 3号 平成23年度土庄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第 4号 平成23年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第 5号 平成23年度土庄町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第 7号 土庄町辺地に係る総合整備計画について
- 第 8 議案第 8号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 9号 土庄町収入印紙等購入基金条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第10号 土庄町体育指導委員に関する条例を廃止する条例
- 第11 議案第11号 土庄町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 請願第 1号 漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する国への
意見書の提出を求める請願
- 第13 発議第 2号 離島振興法の改正・延長を求める意見書
- 第14 発議第 3号 漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する意見書
- 第15 議員の派遣について
- 第16 閉会中の継続調査申出について
- 第17 一般質問

開議

○議長（上川正衛君）

ただいま議会運営委員長よりご報告のあったとおりでございます。

運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより、本日の日程に入ります。

付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（上川正衛君）

日程第1、付託議案について各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。本件に関し、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長 川口幸路君。

○総務建設常任委員長（川口幸路君）

おはようございます。

平成23年9月議会において、当委員会へ付託されました議案について、13日の本会議終了後、委員会を開催し、所管課ごとに慎重審議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

まず、請願第1号、漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する国への意見書の提出を求める請願書についてでございます。紹介議員の藤本副議長より、現状について説明をいただきました。漁業コストに占める燃油費のウエイトが極めて大きく、軽油1リットル当たり32.1円の増額となれば、経営が圧迫され、海産物の安定供給が難しくなることから、請願については、満場一致で採択を承認いたしました。

所管ごとに申し上げます。まず、総務課からでございます。

議案第1号、平成23年度一般会計補正予算の内、総務課関係でございます。目から申し上げます。防災行政無線費147万8千円につきましては、東日本大震災や台風以後、防災無線への修理などの問い合わせが多くなり、在庫がなくなりましたので、個別受信機調整費、新規設置費、アンテナ取り付け費及び個別受信機購入費でございます。

次に非常備消防費899万8千円については、非常備消防事務費としまして、

東日本大震災で被災した消防団員などへの公務災害補償に対応するための23年度限りの追加掛金でございます。

消防団施設維持管理費は、消火栓の修繕費でございます。

次に消防施設費352万2千円は、小海地区に消火栓を整備し、また、土庄港の整備に併せて土庄港内に消火栓を新たに設置するものでございます。

次に、議案第7号、土庄町辺地に係る総合整備計画については、旧大鐸小学校校舎改修事業について、辺地債をあてるために総合整備計画を策定するものでございます。

以上で、総務課関係の議案につきましては、異議なく承認いたしました。

次に企画課でございます。

豊島地区シャトルバス実証運行事業487万1千円については、総務省の過疎地域等自立活性化推進交付金の交付決定を受け、増額補正するものでございます。全額国庫補助対象であり、離島で公共交通がなく、観光振興や地域活性化を図るソフト事業が認められたものでございます。

次に、運転免許自主返納支援事業34万円は、当初予算と比べ、かなり上回るペースで自主返納があったため、実績を元に34件分増額補正するものでございます。

次に、議案第8号ですが、スポーツ基本法が平成23年8月24日に施行され、法の中で体育指導員という名称をスポーツ推進員と改めたことによる条例改正案でございます。

委員より、豊島シャトルバスについて、便数や船への接続について質問がありました。執行部より、1日7便で運行しており、夜間便はなく、船の便に連結させるよう努力しているとの答弁でございました。

以上で、企画課関係の議案については、全員異議なく承認いたしました。

次に、農林水産課。

ため池等農地災害危機管理対策事業1,000万円は、先般の東日本大震災において、ため池も大きな被害を受けたことから、想定を超える地震が発生した場合、決壊する恐れのあるため池のハザードマップを作成するものでございます。場所は、蛙子池と蛙子新池を対象としております。

次に、農業振興費の緑の分権改革調査事業2,964万円につきましては、豊島地区において、地域特有の資源を活用し、地域の活性化、絆の再生を図る改革の先行的取り組みを推進し、離島活性化のモデル構築を目的とした事業でございます。民泊の開業支援と地元の食材を提供するための海産物保存用設置に着手するものでございます。財源は、全額が国からの委託金でございます。

次に、漁港建設費、地域再生交付金事業150万円は、唐櫃漁港に着岸施設と

して新たに浮き桟橋を設置するための基本計画等の委託料でございます。

農林水産施設災害復旧費 982 万円は、5 月 29 日の台風 2 号によって被害を受けた、農業用ため池である薬香池の復旧工事に係るものでございます。財源としては、県補助金は、工事費の 65%でございます。

続きまして、議案第 3 号、土庄町農業集落排水事業特別会計補正予算について、施設等修繕費 315 万円については、農業集落排水施設の水質状態を図る計器の修繕費でございます。

以上、農林水産課部分の議案については、異議なく承認いたしました。

次に、商工観光課。

観光費のうち、観光団体、イベント助成事業 50 万円については、曾根富雄さんからの寄附金を豊島壇山展望台整備事業として豊島観光協会へ補助するものでございます。瀬戸内国際芸術祭 200 万円については、第 2 回瀬戸内国際芸術祭開催に向けて、広報活動、イベント、継続作品公開運営費等のための準備負担金でございます。

委員からは、芸術祭の内容について質問があり、執行部から 10 月 14 日に本部会議が開催され、会期、開催場所等の大枠が決まり、その後 11 月に実行委員会が開催される予定であるということでございます。

以上、商工観光課所管部分について、全員異議なく承認いたしました。

次に建設課。

建設課につきましては、道路維持費 10 万円は、沖ノ島渡船の修繕費でございます。道路新設改良費 400 万円は、町道灘山線の改良工事でございます。

次に都市下水路管理費 220 万 5 千円は、上野地区ポンプ移設工事であります。昨年度に中四国農政局からポンプを借り、上野地区ポンプ場を新設しましたが、3 月 11 日発生の東日本大震災により、ポンプを返却することになりました。そこで西岡ポンプ場が完了したことに伴い、西岡地区に設置していた水中ポンプが不要になり、上野地区ポンプ場に移設するものでございます。

次に、土木施設災害復旧費 593 万円は、台風 6 号により道路、河川等の施設が被害を受けております。5 地区 6 か所の修繕費及び、長浜地区の大久保 3 号線、大鐸線、田井線の災害復旧工事でございます。

建設課についても、全員異議なく承認いたしました。

最後に出納室。

出納室につきましては、議案第 9 号、土庄町収入印紙等購入基金条例の一部改正についてでございます。特別会計に関する法律の一部改正によりまして、登記印紙は、収入印紙に統合されたことにより、条例の一部改正をしようとするものでございます。

出納室につきましても、全員異議なく承認されました。
以上が総務建設常任委員会の報告でございます。ありがとうございました。

○議長（上川正衛君）

教育民生常任委員長 山本良熙君。

○教育民生常任委員長（山本良熙君）

おはようございます。

平成23年9月議会において、当教育民生委員会へ付託されました議案について、13日の本会議終了後、委員会を開催し、所管課ごとに慎重審議いたしました。

その結果をご報告申し上げます。ご報告の前に当委員会へ付託されました全議案は、全委員の承認をしていただいたことをここに報告いたします。

それでは、各課ごとに報告させていただきます。

第1番目に福祉課。

福祉課所管部分については、一般会計補正予算の説明では、本年10月以降の子ども手当制度への移行に伴う事務費が主な要因でありますとの説明がありました。また、この事務費については、国庫補助の対象となるものと思われませんが、現在のところ国、県から詳細が示されていないため、詳細決定後に歳入の補正をしたいと考えておりますとの説明がありました。

国民健康保険事業特別会計補正予算の説明では、本年度に導入を予定している国保総合システムの開発の遅れにより、手作業による診療報酬明細書の整理作業の期間が伸びたために必要となる臨時職員賃金等と、補助金、交付金の前年度の精算に伴うものでありますとの説明がありました。

次に介護保険事業特別会計補正予算の説明では、介護認定の調査件数の増加に対応するため、緊急雇用創出基金事業として、介護認定調査員1名を臨時雇用するための費用と、国庫負担金等の前年度の精算に伴うものでありますとの説明がありました。

委員より、基金繰入金が減額となるのはなぜかとの質問に対しまして、22年度繰越金の確定により新たな財源が確定したため、基金の取り崩し額が減額するものでありますとの説明がありました。

続いて、議案11号の土庄町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の説明では、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容としましては、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡当時にその者と同居し、または生計を同じくしていた兄弟姉妹を加えるものであ

りますとの説明がありました。

委員より、対象となる事例が最近あったかとの質問には、執行部のほうから、東日本大震災の被災者救済のために法律が改正されたことに伴うもので、町内では近年での事例は、ありませんとの説明がありました。

また、続いて委員より、弔慰金の支給額はいくらぐらいかとの質問には、生計維持者死亡で 500 万円、その他の方で 250 万円でありますとの説明がありました。

次に、住民環境課所管部分については、住民環境課から 2 事業の補正内容がありました。

1 つは、戸籍住民基本台帳費で、住民基本台帳法の改正に伴い、3 か月を超えて在留する外国人について住民票を作成することとなり、平成 24 年 7 月から施行される住基システムの改修費用及び企画課と連携して、運転免許自主返納支援事業に絡み、返納者の希望により、住基カード無料発行に対する追加費用であります。

もう 1 つについては、一般廃棄物処理施設整備事業費で、予定地の隣接者が県外者であり、事業説明及び同意のための旅費と新しいし尿・ゴミ処理場建設に必要な 15 年間の一般廃棄物処理基本計画並びに国の交付金申請に必要な循環型社会形成推進地域計画の 2 つの計画の策定に係る委託料でありますとの説明がありました。

委員からは、一般廃棄物の基本計画、地域計画の趣旨内容及び地元自治会との交渉問題等の質問があり、執行部からは、来年度から国の交付金を受けるために計画を策定するもので、また、地元交渉については、関係自治会が 2 つあり、スピードが異なっているが、交渉中との説明がありました。

次に人権対策課所管部分について。

隣保館運営費の中で賃金 214 万 6 千円は、社会教育指導員 1 名を、平成 23 年度から隣保館職員に配置換えによるものです。厚生労働省が、平成 23 年度から、隣保館運営費補助金の摘要額を変更しまして、実質、社会教育指導員 1 名を隣保館職員にした場合、賃金分が補助対象となったためでありますとの説明がありました。なお、社会教育指導員 1 名分を、学力向上総合推進事業で計上していましたが、隣保館運営事業に、予算措置を行うことにより、175 万 7 千円の減額がありました。

以上の説明があつて、委員から質問がありました。隣保館運営費賃金 214 万 6 千円及び人権教育費学力向上総合事業 175 万 7 千円減額の根拠は、いかがなものかとの質問に対しまして、執行部から、隣保館運営費補助金額、人権教育費学力向上総合事業のうえに学習指導員報酬増額分など計算式によりまして、減

額の根拠の説明をしていただきました。細かく表を見せていただきまして、根拠の説明を受けました。

その後、委員からの質疑としまして、委員から、隣保館運営費の町の持ち出し分はいくらですかとの質問に対しまして、執行部から、隣保館運営費の 148 万 8 千円が県補助金、残りの 65 万 8 千円が一般財源です、との回答でした。それからなお、執行部から追加としまして、人権対策課職員が昨年より 1 名減となったことの措置として、一般から募集するよりも内容をよく知っている指導員 2 人に来てもらったほうが、業務がスムーズに進むためとの追加の回答がありました。

次に、健康増進課について説明いたします。

介護保険事業特別会計繰出金事業 996 万円ですが、介護支援体制緊急整備等特別対策事業で、財源は、全額国庫補助でございます。介護保険事業特別会計で実施するために、県を通じて一般会計で受け入れたものを介護保険事業特別会計へ繰り出しするものでございます。

次に、予防費については、働く世代への大腸がん検診推進事業 83 万 4 千円は、最近、大腸がんの増加が特に著しいため、既存の女性特有のがん検診推進事業に加えまして、今年度から大腸がん検診の個人負担分を全額助成するもので、香川県下、全市町で始まったものでございます。対象者は、今年度に 40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳に達する方で、土庄町内で約 1,100 名の方がおり、受診率を約 3 割と見込みまして、320 名を予定しております。来年度以降も同じ年齢の方を対象に、今後 5 年間事業が続けられる予定です。予算の内訳は、事務費、検査の委託料、電算システムの使用料等です。

次に、特別総合保健施設運営事業費 102 万 5 千円は、やすらぎプラザの修繕費でございます。内訳としまして、1 点目は、電気保安業務を電気保安協会の業者に委託していますが、点検の結果、電柱にあります気中開閉器が故障しているとのことで、修理を行うもので 47 万 9 千円。

もう 1 点は、やすらぎプラザの空調設備が故障したため、修理するもので、546 千円です。

次に、高齢者地域活動拠点整備事業は、介護支援体制緊急整備等特別対策事業費のうちの介護予防活動をするための拠点を整備する事業です。町内の老人クラブ 42 団体及びボランティア活動をしている各地区のホットハートサポーター構成員に事業についてお知らせを行い、申し込みのあった 21 か所の介護予防活動施設を整備するものです。例えば、台所、トイレの改修、段差の解消、テレビ、DVD、エアコン、AED 等の整備でございます。財源は、全額国庫補助で県を通じて交付されます。

説明のあと、委員からの質疑は、高齢者地域活動拠点整備の 21 か所は、各自治会にある老人いこいの家とかそういうところですかとの質問に対しまして、執行部から、そうです。各老人クラブにご案内いたしまして、各老人クラブのいこいの家でありますとか、中には自治会館という介護予防の活動をするための施設のところもありますとの回答でした。

また、委員から、これらの事業は、今年からですかとの質問に対し、今年度のみですとの回答がありました。

また、委員から、今の事業でトイレ、手すりや、スロープ、段差の解消も対象となるかとの質問に対して、なりますとの回答がありました。

次に委員から、大腸がんの検診の件で、対象は 40 歳から 5 歳きざみで約 1,100 人、男女合わせて予定は 300 人、3 割程度、これは増えたら、これから増える場合、増額するということになるのかとの質問に対しまして、これからの受診率を計算しまして、判断いたしますとの回答でした。

それから、検査の方法はどうなっていますかとの質問については、便をとって潜血反応を検査します。スティック状の容器 2 本を使用しますとのことでした。

次に、教育総務課所管部分について説明いたします。

子育て支援対策臨時特例基金事業 1,087 万 5 千円のマイナスの部分、これは、私立保育所であります土庄保育園で本年度耐震補強を行う予定でしたが、安全基準をクリアしているということで取りやめとなり、その減額補正です。

次に、奨学資金貸付事業ですが、これは当初の就学資金の貸付に加え、2 名増加したため、貸付金の増額補正です。

次に長栄文庫寄附金ですが、毎年 10 万円の寄附金をいただいております、今回それを四海小学校の図書費に充てるものです。

続きまして幼稚園費ですが、これは雨漏りが続いておりました土庄幼稚園の屋上防水工事です。

説明のあと、質疑に入りまして、委員より、子育て支援対策臨時特例基金事業補助金は、幼稚園には充てられないのか。耐震の事業しか出来ないのかとの質問に対し、執行部より、この事業は保育所を対象とした事業で、幼稚園では使えませんとの答弁がありました。

また、公立の保育所には、耐震の補助制度はあるのかとの質問に対しまして、執行部より、今回は、安心子ども基金という事業の中でやっていますが、私立保育所のみ事業となっています。公立の保育所には、補助はありませんとの答弁がありました。

次に生涯学習課についてまいります。

香川県図書館協会からボランティア研修事業補助金として、交付決定があった4万5千円は、中央図書館運営事業として、図書館友の会をはじめとする図書館ボランティアを行ってくださっておられる方々への研修会事業です。

また、中央図書館維持管理費として、図書購入費5万円は、小豆島ライオンズクラブからの寄附金であり、例年通り児童図書の購入に活用させていただきますとのことです。

引き続き、議案第10号、土庄町体育指導委員に関する条例を廃止する条例についての説明ですが、スポーツ振興法が全部改正され、スポーツ基本法が平成23年8月24日に施行されました。

本町では、土庄町体育指導委員に関して、土庄町体育指導委員に関する条例と土庄町体育指導員に関する規則とがあります。

土庄町体育指導委員に関しては、条例と規則が重複している。また、県下の市町村では、条例を制定しているのが土庄町と坂出市しかないという現状を鑑みて、教育委員会規則で足りると判断し、本条例を廃止しようとするものです。

次に、病院事業会計補正予算。

有形固定資産購入費945万円の増額補正につきましては、平成24年度導入予定の院内電子カルテ整備事業に係る基本計画策定等の導入支援業務委託料として、630万円と既存の医療用液化酸素タンクに問題が発生したときの予備としての酸素ガス設置工事、315万円を予定しておりますとの説明があり、委員からの質疑としまして、病院の統合の話があります。そういう中で修繕、新しい投資とか、そのことについて再編を目指した方針とかは出ていないのかについて、執行部から、医療関係の酸素ガスは、もしものことがあったらと考えて、ボンベを8基設置して、切り替える形にしております。必要なものだけ補正しています。

また、電子カルテについては、何年かごとに更新していかなければならない部分がありますが、周りの情勢から電子カルテがないと他の病院と連携するにしても、電子カルテの導入は、必要になってきております。統合にするにしても病院職員のスキルアップになります。避けて通れないもので補正しておりますとの説明がありました。

続いて委員より、電子カルテになったら具体的にどうなるのかの質問に対し、執行部から、今は紙ベースのカルテがありますが、パソコン内にすべて入ってきます。そのデータは院内で見ることができます。

次に委員より、現在は患者がカルテを持っていっていますが、どういうことになるのかとの質問に対し、執行部から、カルテの出し入れは、無くなります。

また、委員より、紙の診察券は使えなくなるのですかとの質問に対しまして、

執行部より、ICチップの入ったカードになると思います。支払いも計算してくれます。ほかにも委員から電子カルテについての質疑がたくさん出ましたが、割愛させていただきました。

以上で報告を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（上川正衛君）

これをもって、各常任委員長の審査結果報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（上川正衛君）

これより、各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（上川正衛君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決

（議案第1号～第5号、議案第7号～第11号、請願第1号）

○議長（上川正衛君）

これより、討論採決を行います。

日程第2、議案第1号、平成23年度土庄町一般会計補正予算第5号について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

○議長（上川正衛君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

同和事業全体にわたり、一般会計補正に反対いたします。

○議長（上川正衛君）

賛成討論の発言を許します。

○議長（上川正衛君）

11 番 川口幸路君。

○11 番（川口幸路君）

先ほど、報告にもありましたように全委員の慎重審議の結果、承認いたしましたので、賛成ということでよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（上川正衛君）

ほかにありませんか。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ほかにないようございまして、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号については、反対がありますので、起立によって採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数）

○議長（上川正衛君）

起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 3、議案第 2 号、平成 23 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 2 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 4、議案第 3 号、平成 23 年度土庄町農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 3 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 5、議案第 4 号、平成 23 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 4 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 6、議案第 5 号、平成 23 年度土庄町病院事業会計補正予算第 2 号について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 5 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 7、議案第 7 号、土庄町辺地に係る総合整備計画についてについて討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 7 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 8、議案第 8 号、土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 9、議案第 9 号、土庄町収入印紙等購入基金条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 9 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 10、議案第 10 号、土庄町体育指導委員に関する条例を廃止する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 10 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 11、議案第 11 号、土庄町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 11 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上川正衛君）

日程第 12、請願第 1 号、漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する国への意見書の提出を求める請願について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

請願第 1 号を採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、採択することに決定いたしました。

議員提案、提案理由の説明（発議第 2 号）

○議長（上川正衛君）

日程第 13、発議第 2 号、離島振興法の改正・延長を求める意見書についてを議題といたします。

○議長（上川正衛君）

発議第 2 号は、議員提案であります。提出者から提案理由の説明を求めます。

11 番 川口幸路君。

○11 番（川口幸路君）

それでは、朗読させていただきます。

発議第 2 号、離島振興法の改正・延長を求める意見書でございます。

昭和 28 年の離島振興法制定以後、全国の離島において離島振興事業が積極的に進められ、離島の生活条件が大いに改善し、産業基盤も着実に整備されてきたところでございます。

しかしながら、高齢化の進行、割高な流通・生活コスト、航路及び航空路の廃止・減便、医療従事者の不足等、離島をとりまく環境は依然として厳しい状態が続いている。

また、外海離島のように、国境を接している自治体は、領域や海洋資源、海岸漂着物等の大きな問題を抱え、周辺諸国との難しい国際関係に直面している。

よって、国は離島の国家的・国民的な役割を十分認識し、離島自治体が自主・自立性を発揮して離島振興を進めることができるよう、離島振興対策の見直しを図る必要がある。

特に、次の事項の実現を強く要望する。

1 総合的な離島振興策を強力に推進するため、離島振興法を改正・延長すること。

2 国庫補助負担金の一括交付金化にあたっては、離島への補助金・交付金等は、一括交付金の対象から除外し、国の責任において必要な額を確保すること。

3 平成 23 年度に実施された離島ガソリン流通コスト支援事業については、暫定的予算措置であるため、税制改正により、恒久的な措置を実現すること。

4 離島医療の深刻な事情に鑑み、総合医の養成・確保を早急に行う対策を講じるとともに、ドクターヘリ等緊急輸送体制の整備を積極的に進めること。

5 離島へき地教育を充実するため、遠距離通学に係る財政措置を充実すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（上川正衛君）

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（発議第 2 号）

○議長（上川正衛君）

ただいま、説明のありました発議第 2 号について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、発議第 2 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 2 号）

○議長（上川正衛君）

これより、討論、採決に入ります。

発議第 2 号、離島振興法の改正・延長を求める意見書について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 2 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議員提案、提案理由の説明（発議第 3 号）

○議長（上川正衛君）

日程第 14、発議第 3 号、漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する意見書についてを議題といたします。

○議長（上川正衛君）

発議第 3 号は、議員提案であります。

提出者から提案理由の説明を求めます。

11 番 川口幸路君。

○11 番（川口幸路君）

それでは、発議第 3 号、漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する意見書でございます。

漁業においてはコストに占める燃油のウエイトは極めて大きいことから、我が町の漁業は、かねてからの魚価下落に加えて燃油高騰が継続する中、ここ数年で急速に疲弊した。さらに追い打ちをかけるように今回、東日本大震災の経済への大打撃に加え原発事故の風評被害も懸念され、漁業経営はより深刻の度を深めている。

このような中、町民に対する水産物の安定供給とともに、これに不可欠の前提となる漁業者の経営安定を維持するために、国会及び政府におかれては、漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税をはじめとする、次の燃油税制にかかる措置を要望する。

1 漁船に使用する軽油にかかる軽油引取税の免税措置について、恒久化すること。

2 農林漁業用 A 重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置について、恒久化すること。

3 地球温暖化対策税については、漁業者の負担が一切増えることのないよう万全の措置を講じること。特に燃油への課税については A 重油に限らず、軽油も含めて油種にかかわらず負担増を回避するよう措置すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上川正衛君）

これもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（発議第 3 号）

○議長（上川正衛君）

ただいま、説明のありました発議第 3 号について、質疑を行います。
質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

ないようでございますので、発議第 3 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 3 号）

○議長（上川正衛君）

これより、討論、採決に入ります。

発議第 3 号、漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する意見書について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（上川正衛君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 3 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（上川正衛君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議員の派遣

○議長（上川正衛君）

日程第 15、議員の派遣についてを議題といたします。

今期定例会閉会中に、議員の派遣についての申出書が提出されております。

詳細については、印刷配布のとおりであります。

議員の派遣については、会議規則第 119 条の規定により、議会の議決を諮る

ことになっております。

お諮りいたします。

お手元に配布いたしております申出書のとおり、議員の派遣についてご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長(上川正衛君)

ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、議員を派遣することに決しました。

閉会中の継続調査申出

○議長(上川正衛君)

日程第16、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各委員会の委員長より、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長(上川正衛君)

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり継続調査に付することに決しました。

休憩

○議長(上川正衛君)

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時20分

再 開 午前10時30分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（上川正衛君）
再開いたします。

一般質問

- 議長（上川正衛君）
日程第 17、一般質問を行います。
質問の通告はありますので順次発言を許します。

5 番 佐々木邦久君。

- 5 番（佐々木邦久君）

5 番、佐々木です。

今傍聴席を見たら、知った人がおるんで、なかなかやりにくいですが、言葉が荒っぽいんだけは、最初了解をしていただきたいと、このように考えてございます。

まず、農業関係の質問をしていきたいと考えてございます。

まず出しておりました TPP、環太平洋連携協定、ちょっと今この協議が遅れておりますが、これは、日本全体の問題の農業でございます。ただ、その中で言えるということは、水田でございます、現実その、この分に入って、アメリカから米が入ってきたら、日本の水田農家が壊滅的な打撃を受けるというようなことで、8月8日の四国新聞にも出ておりましたが、今、日本の農地の面積、この分について、1戸当り 1.9ha、アメリカは、198。100 倍です。これを今、日本の農水の方は、なんぼにしたいかということが、20町から 30町、30ha ですわな。これぐらい持っていても全然太刀打ちできませんが、今の土庄の 1人の田んぼの面積というのは、しれておる状態でございます。

まあこれでやっていったらどういうことになるかと言いますと、8月の 21 日、

日本農業新聞ですが、この分に出しております米の受給率、これが今の段階が95%、これが今度、減りまして54%、まあ関税の撤去ということになろうかと思いますが、現実にはアメリカと比較した数字も出ておりますが、生産コスト、10aで作る、どれだけ肥料とか農薬とか人件費にいくかというところでございますが、この分が、今の日本では、14万7千円、アメリカは、2万1千円、やっぱり喧嘩したら負けます。私も現役の時に柑橘、果樹の方の指導、販売をやってましたが、実際にオレンジの自由化、この分が来ました。今、オレンジの自由化でみかん20kgのコンテナ1杯ちぎって、コーヒーが1杯飲めません。当然こういう状態になったら、全然農家もやる気もなしなるし、荒廃地が出てくるというような状態が今でございます。

ただ問題は、悪いことだけではないので、やっぱり輸入して得をする産業もでございます。また、経済産業省ですか、この分は今、不参加で、企業の海外移転は加速すると。そやからこの分に参加したい。で農水の場合は、これを農水言いますか、全中、全国農協中央会、ここがはじいとる数字を見ますと、到底先ほど言いましたようなことで、やっていけないので壊滅的な打撃を受けるといようなのが、8月のちょっとの間の新聞で報道されてございました。

当然我々農業者は、今の農協の方向に付いていかないかん。やらないかんといような考えで、この分には反対してございますが、町長の考えを後で聞きたい。反対ですか。賛成ですか。簡単な話です。そういうことをまず1点お願いしたい。

それともう一つは、町のこんまい話になります。

ここの役場の話でございますが、ここで今、農振の方で22年、去年の数字を見ますと、農業の振興費、1,812万1千円ですか、その内1,100万が豊島で作業してございます。中を見ますと、町から出しとるお金は、全部で180万、何が出来るんですかな。

そういうような中で、これも町長にお聞きしたいんは、私の考えは、出来たら、今一般財源70億あります。その中の1,000分の1、700万で結構です。それをつけていただいて、今から言います猿退治、荒廃地の対策、この分をやらなんたら次の世代にゆっくり農業してくれ、ゆっくり、その生活をしてくれという状況にならんかと、こういうようなことが今ありますんで、その分を町長がつくってくれたら、私個人でもこれだけのことをしますといものを出します。まあ、今まで行政の農振の方でいろいろお世話になりまして、その、守るために農地・水とか中山間とか、いろんな事業で守ってきましたけど、もうやっぱり農業者だけでは、守ることはできません。

今から事務方にまた後で説明をお願いしたいんですが、今の状態で一番小豆

島が今から弱るんは、やっぱり鳥獣害です。こっちが心配しとったんは、今、銚子溪の猿を島バスが離そうとか、なんとかややこしい話をしておりますんで、これをきちんと管理していただきたい。ということは、3年前にうち大鐸でございまして、4つの自治会長と島バスの社長が、役場も中に入りましたが、話をしてもなかなかできいで、私が言うたんは、「おまえんくの猿は、印付け。」と。「スプレーでもつけたら、下りてきたらいつ頃に分かる。」言うて、「それは出来ません。」と。しまい、それやったらどうすりゃとということで別れたんが、洞門から上の猿は、銚子溪が島バスが管理してくれと。捕獲するなり、体制を整えるなり、その代わり地中へ下りてきておる分については、自治会がやりましょう、と。で、それからやったことが、笠が滝から肥土山にかけて5,000mの電柵を張りました。ただ、その今まで下りて来よったところは止まりましたけど、町道とか、伝法川、張れんところ、猿も賢いです。そこから出てきよんですわ。何で我々が対応せんでここで話を出すか言いますと、一番恐れとったことが今起きております。

1つは、猿にかまれたという女の人が出てきたんです。それと2件、自転車で女の人が通いよったら、追わえられてきょうとかつた。というようなことも起こっております。これだけなったら、やっぱり町があげてやっていただきたい。その分のための予算化が何十万やかいでは、出来るはずがございません。

できたら私がお願いしたいんは、町の若い職員に10人くらいが鉄砲の免許を取って撃ち殺していただきたい。「出たぞ。」というたら、来てドーンとやってもらう。そしたら管理も出来ます。

それともう1つは、猿に睡眠薬を飲ましていただきたい。注射でも結構ですが。やっぱりその共存するんなら、きちんとそういうような形を体制をしてもらわな、今からドンドン増えます。最初は銚子溪の周りだったんが、今もう横の太麻山から全部下りてきてございます。もうやがて湊崎に行って、前島は4、5年後には、猿の巣になろうかと思いますが。そういうような状態が、ただひとつ、猿だけとってもこれです。

人が減って来だしたら、どうしようもないんも分かりますが、せめて我々の眼が黒いうちに、ある程度そういう鳥獣と共存できるような地域にしていきたい。その分の一つに、今の銚子溪を先ほど言いましたように、島バスが離れたら、皆心配しとんは、ほったらかされるんかなと。そやから、いや島バスに全部猿だけは、持っていんでくれという話はしますよというたって出来るはずありません。

静岡で、話が横へ行きますが、去年1匹の猿を捕まえるのに、何週間もかかった。なかなか、1匹捕まえること出来ません。それで1つ提案したいんは、今

のその鳥獣害の中でも、猿対策。農水と地域と業者が一緒になってやっても出来ません。やっぱり町全体の賢い人が考えてくれた上で、作業していかないかんのかなと、こういうところを今お願いしたいというように考えてございます。

また、それともう1点ですが、農業の振興地域整備計画推進事業という分が、去年と今年で230万、予算化されて動いております。

はっきり言うて、我々もう年が足りません。あと10年したら78になって、まあ80才で農業しよる人おりますけど。どうかしてそれまでにきちんとしていきたいなというような気がしますし、一番大事なのは、振興計画をつくった場合、その分がどこでどれだけ効果が出るか。お金がなんぼ入れたから、どれだけ出たか。費用対効果を見ていかないかん。こういうところから行きますと、今ほんまに我々が毎日百姓をしながら考える、考えている問題、これを実際に手がけていただけるんが、一つは行政であるし、自治会であるし、我々農業者というようなことで今作業にやっておりますが、ここで愚痴をいうても仕方がないんで、できたらやりますというだけのことを町長から、また事務方から聞いて帰って、住民の人に、「やっぱり町は、力を入れてくれとるぞ。」と「わいら心配すな。」というような方向でいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（上川正衛君）

農林水産課長 前田満照君。

○農林水産課長（前田満照君）

佐々木議員の質問について、お答えいたします。

1番当初の環太平洋経済連携協定、TPPについての町の考え方ということで、お答えいたします。

環太平洋経済連携協定、TPPは、例外品目がなく、100%自由化を実現する質の高い自由貿易協定です。TPPは、工業用品、農業品、知的財産権、労働等幅広い分野にわたってありますが、特に農林水産物が取り上げられている面があります。国は、TPP、環太平洋経済連携協定への参加について検討を行っていますが、参加した場合には、農業は、大きな影響を受けると考えられております。

国が農業振興としてあげている、食糧自給率の向上、食の安全・安定供給、荒廃地対策といった農業政策に影響が生じてくると思われまます。

わが町のような狭小な農地で、施設栽培等の農業を営み、反収を上げている農家にとっては、多大な影響を受けるものと思われまます。

農業者の減少、高齢化が進行するなかで、TPPへの参加は、農業生産活動の

衰退だけではなく、農業が持つ多面的な機能の低下になると思われま

す。平成 23 年 3 月土庄町議会定例会におきまして、環太平洋経済連携協定、TPP への参加に慎重な対応を求める意見書の提出についての発議が出され承認され、議会から国へ提出されました。

わが町の農業が、輸入品と競争するには、付加価値の高い、安全、安心の信頼性のある質の高い農産物の生産に取り組んでいかなければならないと考えております。

経営規模、地域の特性を生かした農業を、香川県、香川県農協、農業関係機関と連携を深めながら、推進していきたいと考えております。

続きまして、2 点目の農業の振興計画と鳥獣害対策についてでございます。

土庄町の農業を取り巻く環境は、農業従事者の主力を担ってきた世代が高齢化し、規模の縮小や離農が進み、農地を受ける担い手がなくなっているため、耕作放棄地が増加しています。

このような状況下で、特に農業生産基盤の未整備、土壌条件や農排水の不良など土地条件の悪い農地を中心に耕作放棄地が増大してきていると思われま

す。このような中で、土庄町は、農地・水保全管理支払交付金、中山間地域等直接支払交付金等の国の補助事業により、地域ぐるみで農業施設、農地の保全管理を行っています。

この事業において、地域ぐるみで活動することにより、農業経営においての次の若い世代への継承、また、新規就農者の確保・育成になれば良いと考えています。これからもこれらの補助事業を活用し、農業用施設、農地を守っていきたくて考えております。

生産基盤による農業振興については、ため池、農道、水路等の農業施設整備を行い、良好な営農条件を整え、農業の持続を図っていきたくて考えています。

次に、鳥獣害対策についてですが、鳥獣による農作物に対する被害は、地域の過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加に伴い、その生息分布域が拡大し、これまで主に被害を受けてきた中山間地域から住宅密集地へとその被害が広がっています。

町といたしましては、平成 21 年度に土庄町鳥獣害対策協議会を立ち上げ、土庄町鳥獣被害防止計画に基づき、被害状況の把握、鳥獣の生息状況の調査、実施体制の整備、鳥獣の捕獲ならびに被害防止について取り組んでまいりました。

鳥獣による被害は、年々その範囲を拡大していることから、これまでの個々の圃場を個々が守るという視点から、地域として地域全体の被害を防止するという考えに移行していく必要があると考えます。

また、捕獲には、香川県猟友会小豆支部に協力をいただきながら行ってきま

したが、狩猟者の高齢化、減少等のため、狩猟者の確保が課題となっています。これについても検討していきたいと考えております。

今後、鳥獣による農林水産業等に係る被害対策が大きく改善することは難しいと考えられますが、その効果や状況等を踏まえつつ、農業者の営農意欲が低下しないように、安心して耕作できる環境づくりを図っていきたいと考えています。

○議長（上川正衛君）

5 番 佐々木邦久君。

○5 番（佐々木邦久君）

今、農水課長から言われたとおりで、何ちゃ具体的な数字がないんです。これでは、ああそうですかという訳には行きません。やっぱり守って行きたい農地は何 ha やと、やって行きたい方向は、何やと。うちの大鐸の地区だけ考えても、今の日本の数字に合わしたら、2 人か 3 人で米を作らないかん。ああいうこんな田んぼで出来るはずございません。

私の自論は、前から今、小豆島でやれるんは菊か、今のいちごかいう施設園芸、このぶんに労力をほり込んでやっとこさ生活出来るんが実情です。そこから、土地利用型の農業をなんぼ土庄、小豆島でやっても無理なんで、こういうところの姿勢をちゃんとしていただきたい。

それと、町長に先ほどお願いしましたが、やっぱり後で町長の意見があろうかと思いますが、この分に対する予算化をせんだら、口だけではこれ仕事になりませんので、その辺よろしくお願いします。

それと、鳥獣害のところ、後で話が出てこようかと思いますが、やっぱり全部が考えていただきたいということは、あそこの銚子溪の一带をどうするんやと、私が今の状態の中で、どうしても、あそこが観光地として土庄として残るようにせんだらいかんと、今の状態から見ますと、そういうところと農業が一緒になって、複数の部署で結構ですから、やっていくと。当然それには業者も入って、お互いに住みやすい場所、これをつくっていかんだら、なかなか今から後、農業だけでいきなさい、いうてもやっぱり土庄は、観光立町でございませうから、これに合わした方向という分を見つけていただきたい。

よろしくお願いします。

○議長（上川正衛君）

岡田町長。

○町長（岡田好平君）

まず、TPP 問題でございませう。

平成 23 年、今年の 3 月、初年度の議会で、議会が TPP の扱いに対しては、

慎重な姿勢でやって欲しいという意見書を国の方に出しているということで、わが町としては、絶対反対を含めて、慎重にやっていただきたいという態度です。47都道府県の町村会の町長も、皆反対なんです。町長というのは、農業・漁業を基盤にした小さな町の代表でございます。

ただ、東京の附近の町長いうても、全部田舎の町長さんです。そういうことで町村会も反対ということでございまして、これは国の姿勢にかかるんと思うんです。先だって野田総理が誕生いたしまして、その時に米倉ですか、経団連の会長にいろいろとお願いに行きました。米倉会長は、10月には決着してくれとそういうことでしたけど、野田総理はこの間9月13日、「バランスを取って、慎重に対応したい。」ということで、閣議の中でそれは討論していただけております。そういう中で利点もありますけれども、どうしてもいかなのなら一部、一部だけで全部という訳にいきませんけれども、一部で自由化は認めざる得ない品目はあろうかと思えますけど、そういう点を国に対しても慎重にやっていただきたい。町村会も挙げて、国の方をお願いをしたいというふうに思っております。

それからもう1点、農業の振興につきまして、やはり私も施設園芸、土地利用型は、ちょっと島では無理やと。島自身の離島における農業というのは、どういうものが一番最適かというのは、やっぱりオリーブを含めた花き園芸を含む施設園芸で生きる、そういう道をさぐっていくというふうなことが一番大きな道と思っております。

それから、お猿の問題、鳥獣害につきましては、銚子溪、今経営がいろいろガタガタしているというふうに聞いていますけれども、企業としての責任をもっていただきたい。そういうことで、お猿を危なくなったから放置すると、そういうようなことは、絶対町としても許されませんので、そういう点。そして、観光の拠点のひとつ守っていくという点で力を入れて、銚子溪お猿の国を守りたいというふうに思っております。それ以外にお猿につきましても、佐々木さんを含めて、農業関係の皆さん方といろいろ協議しながら、具体的には金額は言えませんけれども、当初予算の中でいろいろ事業計画を出していただいて、その中で検討さしていただくということを約束したいと思います。以上です。

○議長（上川正衛君）

5番 佐々木邦久君。

○5番（佐々木邦久君）

今言われたとおりだと思います。

町長言われましたように、やっぱり後ろに今、ボランティアで皆動いてくれ言うても出来ません。それに対しての見返りというんですか、それに一番少な

い日当でも時給何百円でも結構なんで、やっぱりそれを納めてでも守って行きたい。

今の状態で2年前に、あんまり4軒しかないところで、1町くらいの山がありまして、もうずっと自治会長どうぞしてあの猿を追い出してということで、それを森林組合にお願いして切りました。切ったら、おり場所がなしになるんです。ただ、その切り賃だけで、倒すだけで、やっぱり1町切ってやっぱり100万いります。素人が切って怪我をしたらどなしようもないんで。そういうんからいったら、うちまだ、百町ぐらい切らないかんところがあるんで。やっぱりある程度皆が住めるような状態にして行くんには、もうあと農業もできんような荒廢地、ここをきちんと猿が来んような、鹿が来んような状態にして行くというような分になってきたら、シンガポール見たいなきれいな場所にせいで結構なんで、あいらが、敵が来んようにするだけで住民は、安心していこうかと思えますから、絶対必要頭数等を考えた上で、やっぱり間引いていくと、いう分が最終の結論になろうかと思えますんで、鳥獣のところは、やっぱり対策、町をあげてお願いしたいと思えます。

ありがとうございました。

○議長（上川正衛君）

6番 川本貴也君。

○6番（川本貴也君）

おはようございます。

6番川本です。

私は、6月議会に引き続きまして、コールセンター事業と小豆島産オリーブ牛につきまして、現在の土庄町の取り組みについてお伺いしたいと思います。

まず、コールセンター事業に関してですけれども、6月議会にて、岡田町長が雇用の促進、地域の活性化への一つの大きな道としてコールセンター誘致ということは、大きな柱であるという信念は変わっていないという答弁がございました。申し出のあった地元業者をまず、優先しまして、今後鋭意努力し、協議善処するとおっしゃっておられましたけれども、その後6月より3か月が経過した今、その間、両者間でどのような協議が行われ、現在どのような状況にあるのかお伺いしたいと思います。

続きまして、小豆島産オリーブ牛について、お伺いいたします。

まず、前回質問させていただいた際に、執行部よりPR活動として、今後は、各種イベントにおいて積極的にPR活動を実施すると言われておりましたが、その後、小豆島まつり、土庄町杯西日本剣道大会が開催されましたが、どのよう

なPR活動が行われたのか。また、秋には瀬戸内海タートルフルマラソン全国大会が開催されますけれども、その際にはどのように周知しようというお考えであるか、具体的にお聞かせ願いたいと思います。

また、今後については、小豆島産オリーブ牛を用いた地産地消について、今後有効利用を活用するよう考えていくということでしたけれども、現状について、このあたりをどのようにお考えかお伺いしたいと思います。以上でございます。

○議長（上川正衛君）

商工観光課長補佐 宮原正行君。

○商工観光課長補佐(宮原正行君)

川本議員のご質問にお答えいたします。

コールセンター企業の誘致につきましては、少子高齢化が急激に進む土庄町においては、人口減少対策、そして、生産年齢人口の拡大を図るため、企業を誘致し、雇用を創出することが行政の重要課題として取り組んでまいりました。

ご質問の現在の状況でございますが、コールセンター事業につきまして、進出を計画しておりました福岡県のコールセンター企業から、5月16日付けで報告書が届き、内容は、東日本大震災等の影響で、経営環境も大きく変化し、土庄町へのコールセンター出店は、難しいということでした。

また、5月24日には、町内の出店を希望する業者から、今後は、ディスカウントストアを除いた、コールセンターと託児所のための計画を考えるので、相談に乗ってほしいという主旨の話がございましたが、その後、連絡は来ておりません。

世界的な経済状況の悪化に伴い、コールセンター企業の業務拡大意欲は、停滞している状況にあり、社団法人日本テレマーケティング協会の、主なコールセンター企業を対象にした調査によりますと、2010年度の対前年比実績は、約3.5%の売上高減少となっております。

しかしながら、今後も町といたしましては、雇用促進や地域の活性化に繋がるコールセンター事業に関しましては、地元業者からのお話を優先してお聞きしながら、新たな企業誘致を含めて、引き続き、鋭意努力してまいりたいと考えております。

○議長（上川正衛君）

農林水産課長 前田満照君。

○農林水産課長（前田満照君）

小豆島オリーブ牛について、現在の状況と今後の取組みについて、川本議員の質問についてお答えいたします。

6月議会で質問されました後の小豆島産オリーブ牛の取り組みですが、この8月7日の小豆島まつりでは、オリーブ牛のブースを設け、試食会を行い、小豆島産オリーブ牛のPR活動を行いました。

オリーブ牛の飼料は、オリーブ生産農家が栽培したオリーブの搾り粕を機械乾燥したもので、従来活用されずにそのまま畑等に戻していました。

その搾り粕を利用して、付加価値を付けたオリーブ牛を飼育し、牛舎から出る堆肥をオリーブ栽培に使用し、地域循環型農業を行っています。

当初3戸の生産者で飼育されていましたが、現在繁殖飼育農家も含めて6戸の飼育農家により生産されています。

オリーブ牛の生産拡大が、オリーブ栽培面積拡大に繋がり、農業振興にも発展していけば良いと考えています。6月議会でも説明申し上げましたとおり、今年度香川県では、オリーブ牛の生産拡大に本格的に乗り出したところですが、土庄町におきましても、オリーブ発祥の地として、付加価値の高い小豆島産オリーブ牛の普及拡大を図ってまいりたいと考えています。

今後のイベントでは、四海あげ地フェスティバル等に試食と販売などを行い、小豆島産オリーブ牛のPR活動を行う予定です。

また、オリーブ牛を広くPRするために、オリーブ牛を食材とした学校給食への助成も考えています。

小豆島の地域の観光資源としても、小豆島産オリーブ牛を小豆島ブランドとして、知名度向上に向け、支援していきたいと考えています。

○議長（上川正衛君）

6番 川本貴也君。

○6番（川本貴也君）

すいません。

まず、1点目のコールセンターなんですけれども、先ほどの観光課からの説明によりますと、3か月、前回経過しましたけれども、冒頭で申したように町長は、まず、地元企業を優先して協議したいということでしたけれども、今説明を聞く限り、全く進んでないような状況だと思います。6月議会に私質問しましてから、3か月間経っておりますけれども、一体その間、どのような協議を地元企業とされたのか。何回会われて、何回協議されたのか。全然話が進んでないように感じられます。また、6月議会でもお伺いしましたけれども、地元企業との話が流れた場合には、またゼロからのスタートで、ですからこそ、6月議会においてその他の企業とは企業誘致活動を行われているのかをお伺いした訳で、その点についても、この場で改めてもう一度お伺いしたいと思います。

あと、オリーブ牛なんですけれども、今課長の説明によりますと、タートルマラ

ソン、こちらの方の説明がなかったように思われますけれども、こちらの方、日本全国から、各地から集まれる絶好の機会だとは思われるんですけども、まったくその辺り説明がなされてませんでしたので、再度マラソンに関してはどのようにお考えか、また6月議会において、私は、オリーブ牛に関しまして、ホームページ等に掲載してはどうかという話もさせていただきましたけれども、今なお、ホームページの方は全く載っていないような状況だと思いますし、これから載せていただくのかどうか知りませんが、その辺りを再度お伺いしたいと思います。

○議長（上川正衛君）

商工観光課長補佐 宮原正行君。

○商工観光課長補佐(宮原正行君)

川本議員の再質問にお答えいたします。

コールセンター誘致は、土庄町の重要な事業の一つであるという認識は、現在も変わっておりません。繰り返しになりますが、土庄町の基本スタンスといたしましては、地元業者からのお話を優先してお聞きしながらも、門扉は広く開放して、なんとか新たな企業誘致につなげて行きたいと考えております。

ターゲットマラソン等でオリーブ牛につきましては、努力したいと思います。コールセンターにつきましても、このような状況が続くのであれば、将来的には、当然地元以外の業者ともより比重を置いていく可能性はあるのではないかと考えております。

○議長（上川正衛君）

農林水産課長 前田満照君。

○農林水産課長(前田満照君)

川本議員の言われましたホームページの件ですが、オリーブ研究会とあわせて検討していきたいと考えております。

○議長（上川正衛君）

6番 川本貴也君。

○6番（川本貴也君）

コールセンターにつきましては、全く協議がされてなかったと。地元企業から、こちらの方に打診が無かったから、何もこちらからは、働きかけていないというふうに想像がつかますけれども、それにあわせて、その他企業に対しても、誘致活動をこれからやって行くということですので、ぜひとも町長、コールセンター誘致ということで、かつてから町長は、私に対しても、この場でも、政治生命をかけてやっていくと自らおっしゃられたことから、今後この件に関しては、引き続き、精一杯質問させていただきたいと思いますので、

今後このようなことなく、より一層誘致に向けて頑張っていたきたいなど、このように思いますので、まずは、このこちらの地元企業の方を本当にコールセンターをやるのかやらないのか、はっきり結論を出していただいて、駄目なら駄目で、その他県内を含めた企業に対して誘致活動を行うというふうに頑張っていたきたいとこのように思います。

あともう 1 点、オリーブ牛なんですけれども、当然課長なんかもご存知と思いますけど、庁舎の 1 階にオリーブ牛のパンフレットがございます。こちらの方は、香川県発行のパンフレットだと思いますけれども、そちらの中にも小豆島産オリーブ牛が発祥です。とオリーブ牛の発祥は、小豆島です。とこのように明記されております。

なおかつ讃岐牛につきましては、小豆島で飼育が始まったのがスタートです。どちらにとりましてもオリーブ牛、小豆島がルーツだとこのように考えております。それが庁舎の 1 階にパンフレットがあるのが、香川県発行のパンフレットであり、わが町こそが本来もっと率先して周知活動、ああいう公告物を発行すべきだと考えております。

オリーブ牛に関しましては、先ほど課長もおっしゃられてましたけれども、わが町の生産者が一生懸命努力して、生産できた特産ブランドでございます。前回 6 月議会でも申しましたけれども、土庄町のこれからの観光に考えますと、観光地、日本全国あらゆる所に特産物がございます。まさしく、土庄町でできたオリーブ牛が、まさしく、これから土庄町の観光に関しては、特産物であり得るのではないかと思いますので、そのあたりと同時に地産地消ですね、前回 6 月議会で、教育長にもご質問したんですけれども、あの際、学校給食では約 1,300 食ですか、必要であるとそれで可能であるか、不可能であるか。その辺りをお伺い出来てないんですけれども、その後、生産者の方と交渉は、行われたんでしょうか。それで可能であるかどうか、そのあたりを再度お伺いしたいのと、あと、そういう観点から子どもたちへの地産地消ですか、そのあたりも考えていきたいと教育長おっしゃられておったんですけれども、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（上川正衛君）

藤本教育長。

○教育長（藤本義則君）

川本議員の質問にお答えさせていただきます。

前の 6 月議会で学校給食に対して質問がございました。で、今お話がありましたように学校給食は、土庄の給食センター、また、豊島の給食センターと合わせて幼稚園・小学校・中学校と約 1,300 食等を提供しております。それで、

学校給食にオリーブ牛を使わせていただくというのは、子どもたちに取りましても良いことだとかういうふうに思っておりますが、ただ、前にも申し上げましたが、それだけの数に対する生産量、また、子どもたちに、給食は、安くて安全なものを提供するという価格面の問題、いろんな問題が今後残っているかと、こんなふうに思っております。

今後、生産関係の皆さん方ともそういう面で可能か否か協議して、具体的なものを今後詰めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。以上でございます。

○議長（上川正衛君）

岡田町長。

○町長（岡田好平君）

川本議員の再質問にお答えいたします。

コールセンター問題に対しまして、今、現在、動きがとろいというふうなことでございました。川本議員もコールセンターは、ぜひつくれというふうなことでございました。この問題につきましては、やはり雇用の場の拡大ということで、私どもといたしましてもコールセンターの誘致というのは今も力強く、あきらめずに努力をしていきたいと思っております。

今回新しく総合計画というのが今、策定中でございます。東洋紡の跡地利用、この問題につきましてもいろいろと今検討している状況もでございます。その中でコールセンターでの位置づけとそういうものをもっとかちっとして積極的に前向きに検討していきたいというふうに思っておりますので、少しばかり時間をいただきたいというふうに思っております。

それから、オリーブ牛につきましては、今、JA 香川、また、香川県が力を入れているというのが現状でございます。やはり絶対数が少し足りないと、去年小豆島の3軒の農家には、ほんとに努力していただいて、皆さんと併せて99頭つくりました。今年目標300頭、来年は1,000頭というふうなことで、さぬき本土でも循環型農業ということで、オリーブ牛の飼育に力を入れているという中で、私といたしましても、ブランドを小豆島産オリーブ牛、讃岐産オリーブ牛と分けて欲しいとそういうような要望を出しております。そういうことで小豆島産の方が、入札でちょっと高いというふうなこと、品質が良いという評価もいただいております。そういうことをもっと大きく宣伝しながら、給食もあります、それからいろいろな旅館でも使っていただくという努力、さらにポスター、パンフレット等を通してPRしていくし、またブログで全国へ流すというふうなこともこれからも大きくやっていきたいと思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思っております。

○議長（上川正衛君）

7番 泊 満夫君。

○7番（泊 満夫君）

7番、泊でございます。

本9月議会においては、1点質問をさせていただきます。

その内容は、町のインフラ設備の根幹をなす街路計画について、ご質問をいたします。

今、まさしく西本町バス停前から半の池マルナカ前の間を山の一部を開削し、平成25年度末を目標に県道の新設工事が行われています。このような道路計画は、計画から施行・完成まで長期間を要する公共工事でもありますし、ある意味においては、生活公共工事になっております。

まず、第1の質問は、その中で当初の計画、県道でありますけれど、その計画元はどこなのか。県が計画するのか、あるいは、町が計画されておるのか。これを1点、ご質問したいと思います。

2つ目は、この当初計画を策定するにあたって、行政単独で計画をしてきたのか、あるいは、地域住民を巻き込んだり、専門家を巻き込んだりしながら、計画を策定しておるのか。その部分についても、今後の課題としてお尋ねしたいと思います。

さらには、3つ目は、現在の計画路線、何本かはあると思いますけれども、いわゆる未施行区間、これらの見直しについて現行、今の西本町からマルナカ前の道路ができれば、当然交通の流れもあるいは、本町へ流入する交通量も変わってくると思います。こういったところを今後の未施行区間にどういうふうにかしていくのか、それらについても3点目についてお尋ねいたします。

いずれにしても、土庄町内を循環するメインの道路部分でございますから、これは、おおいに生活の環境をある意味破壊する部分も出来てこようし、ある意味は、今以上に利便性の向上に繋がる部分が出てくるだろうと思いますし、日常の町民の生活に直結する問題ですので、今後のこういった街路整備計画についての考え方、これらについて全体的なご答弁をお願い出来たらと思います。以上でございます。

○議長（上川正衛君）

建設課長 杉本正則君。

○建設課長(杉本正則君)

失礼いたします。

泊議員の質問にお答えしたいと思います。

都市計画街路につきましては、当初土庄町が計画案を示し、香川県と協議を

し、昭和 39 年 10 月に都市計画道路 5 路線、土庄赤穂屋線、土庄八幡線、掛条線、東港線、西港線を決定いたしました。

その内、土庄八幡線の赤穂屋交差点から八幡橋の工事につきましては、香川県が、平成 21 年度、22 年度に数回地元説明会を行い、測量を行いました。

土庄町もその都度説明会に出席し、地元の皆さんの意見をお聞きしております。平成 23 年度より事業化となりまして、地域自主戦略総合交付金事業として実施しております。道路法線につきましては、街路計画の法線としております。

また、街路の今後の取り扱いについてですけれども、現在、県道本町小瀬土庄港線のバイパスとして、岡会計事務所から土庄東港までの区間を大型車両がスムーズに通行できるよう施行しておりますが、完了予定が平成 25 年度と聞いております。完成いたしますと、交通形態が大きく変わる可能性があり、街路の西港線についての見直しなども検討しなければならないと思われ、バイパスが開通する前後に、交通量等の調査をしまして、車の流れの状況を把握した中で検討しなければならないと思っております。

また、2 番目の質問の当初計画を策定する時は、行政単独で計画をしてきたのか、あるいは、広く町民の意見を吸い上げ計画を策定してきたのかということにつきましては、ちょっと昭和 39 年頃ですので、資料がありませんので、分からないということをお願いいたします。

○議長（上川正衛君）

7 番 泊 満夫君。

○7 番（泊 満夫君）

私の記憶ではですね、昭和 39 年以前のいわゆる本町、土庄港から松尾の酒屋さんのところを抜けて、東の個人名出して申し訳ないんですが、以前山脇町長宅の方へ抜ける街路計画が、1 つは残っていると思います。それから、これも個人的になるんですが、ちょうど西本町の私の家の横からですね、船入出へ抜けてグラウンドを回周して、あれはどっちへ向いていく路線なんですかね。その計画路線もあるやに記憶しております。そういった部分の今後の取り扱いですよ。今、岡会計から向こうへ新しくマルナカの方へ道路が出来た。じゃ、松尾さんから向こうの方の計画路線は、そのまま今後必要ならばやるのか、それともそこらあたりは、交通量の調査とか、あるいは、いろんな方々の意見を聞いて取りやめる方向もあるのかどうか。そういった部分の取り扱いについて、再度お尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（上川正衛君）

建設課長 杉本正則君。

○建設課長(杉本正則君)

泊議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど言われてました土庄港から王子前漁港までの線が、西港線です。5路線の中の西港線ということです。それから、岡会計から中央グラウンドバックネット裏から双子浦へ抜ける線が土庄八幡線です。これらにつきましても、先ほど申しましたように街路、本町小瀬土庄港線もバイパスが、25年度完了予定と聞いているが、その開通する前の交通量と開通した後の交通量、車の流れ等の調査をした中で、その見直しをやる、やらないという、そういった検討をしていきたいと思っております。西港線が、いうたら、本線ですので、それによって全体の路線の車の流れが変わってくると思われまますので、そういうことで先ほど説明させていただきました。

○議長(上川正衛君)

7番 泊 満夫君。

○7番(泊 満夫君)

泊です。

町長に、土庄町の青写真が大きく変わる部分でございますので、ぜひ将来展望を含めまして、わが町の発展に寄与するようなご意見に多分なると思いますので、ぜひお聞かせ願いたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長(上川正衛君)

岡田町長。

○町長(岡田好平君)

泊議員のご質問にお答えいたします。

都市街路事業というのは、大変、町中に道路をつくるということで時間がかかっております。特に東港、大谷石油のところから東港まで、あれもかなり時間かかりました。それは完成したし、それ以外はまだ未着工といいますか、今現在、八幡橋から赤穂屋の交差点、それは測量・買収等々に入っているのが現状なんです。

ですから今、西港線、松尾の酒屋さんからずんと王子前漁港に抜く道路、これ私が学生時代の計画なんです。

それから土庄八幡線、お宅の間から船入出へ抜けて赤穂屋の交差点まで、それも未着工、全然手がついてない。そういうな現状。

掛条線も手がついておりません。

そういうことで都市街路の事業というのは、大変時間がかかるというふうなことでございまして、現在バイパスを含めて郊外の道路が用地も安いということで進んでおります。そういう意味で、今、岡会計から東港に抜ける道路、こ

これは、臨交金事業、臨時交付金事業ということで、灘山の道路と同じたてりできておりました、私が最初、県会議員に出た 57 年からやっているんですが、用地買収が、新築の家が、たまたま真ん中であって進まなかった。やっと 20 年後に着工して今進んでいると、そういうことでこれが出来ますと、松尾さんから抜く道路が、ちょっと、もうぐっと利用価値が減ってくるのではないかとということで、都市街路事業で不可能のまま見直していくと、そういうことを含めながら、やっぱり郊外へバイパスをつくり、もし災害があれば、街中は通らずによそへ、内海、池田へ行ける道路、そういうものをしていかんと、街中につくって、もし、家が倒れたら、そこが交通不可能になり、不能になるというふうなことで、現時点では、バイパスを通り、現時点で力を入れている点をご理解をいただきたいというふうに思っておりますのでございます。

○議長（上川正衛君）

2 番 濱中幸三君。

○2 番（濱中幸三君）

2 番、濱中です。

私は、2 点の質問をします。

まず、第 1 点は、環境について規定されている 3 つの条例です。土庄町景観条例、土庄町自然環境保全条例、土庄町美しいまちづくり条例は、自然環境及び社会の環境について、その保全とより良い環境の創出を目指したものと思われれます。

3 つの条例は、それぞれ意図するところが異なっておりますが、その中には共通する部分や補完する部分もあります。この 3 つの条例を町内のいろいろな課題に対して、どのように運用されますか。

例えば、町内に空き家が増えており、中には老朽化が進み、瓦が道路に落ちそうになっている危険な廃屋もあります。持ち主に連絡しても、「処分できない。そちらで頼みます。」という返事が返ってきます。このような場合は、どの条例をどのように適用し、町民の安全と町の景観を守りますか。

また、これらの条例に代執行できる条項の追加も必要かと思いますがいかがでしょうか。

また、土庄町景観条例と以前に制定された土庄町景観計画の関係は、どうなっておりますか。土庄町景観条例では、景観審議会を組織することになっております。この審議会に、土庄町に長年住んでいる画家に入ってもらったら、町の色彩や形について相談したらいかがでしょうか。

土庄町景観条例は、今後、規則等を定めると思いますが、この条例や土庄町

景観計画を町民にどのように周知し、町民の理解と参画を図りますか。

2点目は、町内の法人に対して、町がどのような支援を行っているかについてお伺いします。町の活力の源は、人と生産だと思います。町内で30人以上を雇用する法人、会社法人、社会福祉法人、財団法人などは、いくつぐらいありますか。またそこで雇用されている人数は、幾人ぐらいでしょうか。それらの法人に対して、現在、町はどのような支援を行っておりますか。

また今後、町の活力を高めるためにはいろいろな法人に対して、どのような支援が必要だとお考えですか。

また、最近再編・統合が予定されている中央病院や土庄高校が土庄町からなくなると、100人を超える雇用がなくなります。これらの対策も考えなくてはなりません。町長の答弁をお願いいたします。

○議長（上川正衛君）

企画課長 桑 英彦君。

○企画課長（桑 英彦君）

濱中議員のご質問にお答えをいたします。

自然は、先祖からの遺産であり、郷土発展の基盤でもあります。自然と調和した良好な生活環境を保全し、創造することを目的とした土庄町自然環境保全条例。環境美化に関する活動、資源の再利用に関する活動等により美しいまちづくりを推進することを目的とした土庄町美しいまちづくり条例。町の良好な景観を守り、育て、創り次世代へ伝えるための土庄町景観条例。

それぞれにおいて、町、住民及び事業者の責務を定め、土庄町のまちづくりを推進していく共通の目的を持っております。中でも景観条例は、届け出を要する行為の規定、事前協議及び勧告等の手続きを具体的に定めたものとなっております。

次に、景観条例と景観計画の関係ですが、自然・歴史・都市集落・文化それぞれの観点からの景観を切り口に、土庄らしい景観づくりを総合的かつ計画的に推進するための指針を示した景観計画ではありますが、計画を効率的かつ実効性を高めて活用するため、条例を制定いたしました。それに伴い、施行に関して必要な届出行為の様式等を定めた土庄町景観条例施行規則も平成23年6月29日に制定しています。

景観条例第6条に規定されている景観審議会につきましては、その構成員について、現在検討中ではありますが、学識経験を有する方にも委員になっていただく予定といたしております。

また、住民の皆さまへの周知・計画につきましては、景観計画を8月25日から土庄町ホームページにて掲載をいたしております。土庄らしさがあふれる良

好な景観の形成のためには、行政だけでなく、地域の住民の皆さまが自分たちの問題として関わっていくことが重要です。そういった意味で、自治会長の皆さまには、計画策定の段階からご意見、ご指導をいただき、その中間報告書を送付させていただきました。

今後は、各地区の方針に沿った景観まちづくりを進めていくための土庄町景観計画を自治会へお配りするなど、住民意識の土壌に根ざした取り組みを行っていきたいと考えております。

○議長（上川正衛君）

住民環境課長 中井俊博君。

○住民環境課長（中井俊博君）

濱中議員のご質問のうち、危険な廃屋について、どの条例を適応するのかという部分につきまして、お答えをさせていただきます。

土庄町美しいまちづくり条例は、ごみの無い清潔で、観光立町としての美しいまちづくりを推進するため、廃棄物の投棄の禁止、飼い犬のフンの放置の禁止、空き地・空き家等の適切な管理について定めております。

ご質問のありました危険な廃屋ではありますが、この条例によりまして、必要な措置を講ずるよう指導または、勧告ができ、勧告に従わない場合には、措置命令をすることが出来ます。

今までも空き家の所有者に連絡をとり、処置を行っていただいております。町といたしましては、所有者の責任において何らかの改善措置をしていただくべきものであり、その旨、所有者の方に理解していただきたいと考えております。町の方からも所有者に連絡をしたいと考えますので、よろしく願います。

○議長（上川正衛君）

商工観光課長補佐 宮原正行君。

○商工観光課長補佐(宮原正行君)

濱中議員の2つ目のご質問にお答えをいたします。

町内で30人以上を雇用する法人数ですが、平成21年経済センサス基礎調査、平成21年7月1日現在によりますと、土庄町内の事業所数は、1,160あり、その内、30人以上雇用している事業所数は、33事業所です。その33事業所では、2,006人が雇用されております。

次に、30人以上雇用している法人に対して、町はどのような支援を行っているかというご質問ですが、現在30人以上を限定した支援はございませんが、小規模事業者で、従業員数20人、商業またはサービス業を主たる事業者については5人以下の法人及び個人については、融資預託金事業を行っております。

香川県との協調融資制度の原資を香川県信用保証協会に預託しています。融資金額は、1世帯1口とし、設備資金は700万円以内、運転資金は、500万円以内の融資を行っており、現在3事業者が利用しております。

また、今後どのような支援が必要かというご質問ですが、近年、技術・情報化の進展などで、経営資源の高度化、消費者ニーズの変化、税制改革など小規模事業者を取り巻く社会環境は大きく変化しております。商工会等とも連携しながら情報を共有し、事業者の支援ニーズに対応してまいりたいと考えております。

○議長（上川正衛君）

2番 濱中幸三君。

○2番（濱中幸三君）

第1番目の質問の中で、美しいまちづくり条例の中にですね、将来的には、代執行できる条項の追加も必要ではないかという私の考えを述べさせていただきましたけども、この部分が欠落しておりますので、再度、町としてのどのような方向で行くのかという質問をお願いしたいと思います。

それと2番目の部分でですね、30人以上の会社に対して、法人に対しては、ほとんど支援が無いということなんですが、やはり町にとっては、非常に大きな雇用をしている法人だと思いますので、金銭的な支援は、無理かもわかりませんが、精神的な支援というんですか、町を挙げて応援しますよとかですね、そういうふうなこともあってもいいかなと思います。

それと、将来的に、先ほど申し上げましたように、病院とか高校ですね、がなくなるということは、そこで働いている人の雇用が100人くらい無くなるということで、非常に大きな町にとっては、問題だと思います。その辺りの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（上川正衛君）

住民環境課長 中井俊博君。

○住民環境課長(中井俊博君)

まちづくり条例の中で代執行の規定を将来考えてはどうかというご質問であります。町といたしましては、所有者の責任において措置をしていたたくべきものと考えておまして、その辺については、非常に難しいのではないかと現実では考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（上川正衛君）

商工観光課長補佐 宮原正行君。

○商工観光課長補佐(宮原正行君)

濱中議員の再質問についてお答えをいたします。

町を挙げての新たな施策に関しましては、他の市町の動向、施策並びに本町の財政的な面も考慮し、総合的に検討していく必要があるかと考えております。先ほど申しました中央病院の雇用ですが、当然わが町にとって、非常に大きなウエイトを占めておると思っています。その辺りも含めて、総合的に考えていく必要があるかと思っております。

○議長（上川正衛君）

2番 濱中幸三君。

○2番（濱中幸三君）

6月の議会で土庄高校の統合について一般質問させていただきました。その中で土庄高校を残すということで、町と議会が一緒になって運動していこうということに町長の答弁があったと思っております。これにつきまして、先ほど申し上げましたように雇用の問題について、町長からぜひ答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（上川正衛君）

岡田町長。

○町長（岡田好平君）

濱中議員の再々質問にお答えいたします。

町内の法人に対してのご質問であろうと思っております。

商工会に私、長い間おりましたけれども、やはり、中小企業に対する優遇措置というのが、そうあんまり融資制度以外にありません。現時点で国の制度では。そういうことで20人以下、また、5人以下の分ではある程度無利子とか、融資とか、いろいろと優遇措置がありますが、30人以上になりますとどうしても国民、今名前が変わりましたが、国民金融公庫、昔の。そういうあたりの低利子の融資しか今考えられないというふうなことで、それでいろいろ中小工業者の皆さん方は、頑張ってこられたというふうな中で、やはりまちづくりといいますか、街路とかそういうものをある程度、集客できるようなまちづくりというのは、我々も必要と思っております。迷路のまちであるとか、いろいろ向こうでは、醬の里であるとか、また湊崎地域にも頑張って村里づくりをやっていると、そういうことで精神的に応援はしていきたいというふうに思っております。

もう1点は、大きな話で、学校問題、病院問題、いろいろと今、決定はいたしておりませんが、6月議会、濱中議員さんの提案、町としても全力を挙げて、今の土庄高校の校地跡に新設高校を残して欲しいと、これは、交通の便を含めて、利便性をこれからも強調していきたいというふうに思っておりますし、病院の問題につきましては、今のところ予算もまだついておりませんが、ちよ

っとはっきりと答弁できませんが、今現時点では、どういたしますか、外来専用の病院としていくというふうな、本当の基礎の方針しか決まっておられませんので、その点につきましては、仮の話でありますので答弁を控えさせていただきたい。できたら、土庄において欲しいという願いはありますけど、これからの2町とまた県の健康福祉部を含めた指導等々で決定していくものと思っております。以上でございます。

○議長（上川正衛君）

3番 山田建之君。

○3番（山田建之君）

6月議会におきまして、過去10年間の土庄町における観光産業への投資などの実態について、一般質問をしましたが、残念ながら、観光客を増やす投資は、ほとんど実施されていない実情がわかりました。

観光客が何を求めて小豆島に来るのか。昭和30年、40年代の小豆島バス本体の観光戦略は、40年後の今でも、続くはずはありません。観光客の求めるものがどんどん変化しているのに、その変化に対する対応が非常に遅れているのが、土庄町の観光施策であると実感します。

言い換えれば、島バス全盛期の営業に乗ってただけで、土庄町において、これといった施策が打ち出されていないのが実情だと思います。島バスの観光施設として全盛を誇りました猿の銚子溪の衰落、孔雀園及び太陽の丘ピースパーク、小部シルバービーチ、銀波園などの主要施設の閉鎖など、島バスの衰退による観光施設の閉鎖がどんどん進む中、次に変わる観光スポットとして唯一エンジェルロード公園がありますが、小海残念石公園については、集客人数が今ひとつと思われまます。

これに比較しまして、小豆島町は、二十四の瞳映画村、オリーブ公園と、かなり力をいれた投資をしてるのが明らかです。また、新たに、三都半島の芸術村構想、ジャンボフェリー坂手港入港などの積極的観光構想を打ち出している現状です。土庄町が、かなり遅れをとっていることは、住民の皆さんも認識していることでもあります。

そういう中ですね、平成25年度より始まります第6次土庄町総合計画には、魅力ある観光地を目指し、自主財源、つまり税収の確保が最大の課題となると思われまますが、商工観光課及び町長は、どういうふうな施策を打ち出していくのか、お聞きをしたいと思います。

もう1点、佐々木議員より、銚子溪の猿の問題がございましたが、現在、噂にも聞いていると思われまますが、小豆島バスの会社整理という問題が進んでお

ります。

小豆島バスの中の事業部門を分割いたしまして、引き受けてくれる会社で雇用を確保するために、引き受けていこうということで、今、2、3 か月前から進んでおりますけど、銚子溪の天然記念物の猿に対する対応が今のところ、この事業を引き受けてもらえるという確信のある企業が出ておりません。こういう中ですね、銚子溪を観光施設として再生する考えはありますかと、それについては、猿の問題をどういうふうに解決していくのかというのをお聞きしたいと思います。

次にもう1点といたしまして、水道事業の問題点です。

今、土庄町で、今すでに、今から振興していかないかン中ですね、大きな事業は、この前質問させていただきました小学校の統合の問題と水道事業の当初の問題がございます。水道の特別委員会で取り扱わないかン件なんですけど、本議会であえてさわりの部分を質問させていただきたいと思います。本議会ですと3回しか質問が出来ませんので、この問題点は、今後、水道事業特別委員会、あるいは、建設総務常任委員会、それから、全員協議会で十分協議していかないかン問題なんですけど、町民の方に十分わかっていたらいいなというところで、今日の一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、平成21年3月に作成いたしました土庄町水道ビジョン、つまり土庄町水道事業計画の中で、施策の概要といたしまして、平成31年度までの10年計画として、A 肥土山浄水場更新工事、B 中央監視設備更新工事、C 石綿管更新工事、D 老朽管布設工事、E 老朽配水施設更新工事、この5つが10年間でやっていかないかンということになっておりますけど、全体の必要とする概算総予算はどれくらいですか。お聞きしたいと思います。

その内に、2番目としまして、その内に肥土山浄水場更新工事の概算金額は、どれくらいでしょうか。これをお聞きしたいと思います。

3番目に小さな問題ですけど、老朽管に対する漏水率、結局、配水池から送水管を通して、皆さんの家庭に供給するのに、どれくらい漏水して、有効率がどれくらいかというのをお聞きしたいと思います。

同じく水道事業基本計画の中で、3年後の平成26年度には、総費用が総収益を上回ってとなっておりますが、つまり、赤字経営になるということがうたわれております。

赤字経営になる中ですね、最大の肥土山浄水場更新工事を実施しなければならないという中で、それを削減に努力する必要があると思われま。水道料金を10%から25%値上げが必要になるとビジョンには書いておりますけど、できるだけ値上げ率を下げさせていただきたいので、総費用を下げる努力がどのよう

に考えておるのか、お聞きしたいと思います。

大きくこの件を今後の水道計画についてお聞きしたい点ですが、次にもう 2 点ほど、多分、今日のこの本議会一般質問では、回答は、無理ではないかと思えますけど、私の感じたところで、次の特別委員会、水道特別委員会において、いろんな回答を求めて行きたいと思えますので、その点も述べさせていただきます。

土庄町における水道事業計画の設計コンサルタントの業務委託は、今まで、ずっと高松の朝日設計になっておりますが、今回の肥土山浄水場更新工事についても、もうすでに業務委託をされております。約 7,000 万円で。ずっと過去も土庄町の水道計画については、朝日設計がされております。1 社にずっとするという事は、非常に便利があるという点もございませう。土庄町の水道情勢がどういふふうになつとんか、業者はわかりますから、ずっとやったら、わかりますので、便利は良い点はあるんですけど、設計そのものが独壇場になりやすく、考え方がもう一方的になるんじゃないかなと。一方的になりますと、どうしても、高価格体質になりやすいと思えます。そういうチェック体制が今のところ、土庄町は、出来てないんじゃないかと思われませう。

23 年度より、本年の 4 月に肥土山浄水場実施工事の設計業務委託につきましても、同じことが起こるんじゃないかと、もうすでに起こつとんじゃないかと。私がちょっと調べたところではですね、非常に高すぎるんじゃないかと。この設計は。町内部でも言うところの人がおります。どしてこんな高くなるんかなと、何十年に 1 ペンやから、業者も十分費用を払らうてもらおうという考え方もあると思ふんですけど、この入札に対しましてですね、土庄町としては、一般競争入札を行っております。一般競争入札じゃなしに指名競争入札を行っております。10 社による指名競争入札です。朝日設計が入ってましたが、業者間では朝日設計さんがずっと土庄町を見とんだから、われわれ遠慮しようかなというふうな状況ではないかと推測されませう。

こういう中でですね、入札制度そのものがですね、もういっぺん価格下げるためには、土庄町、見直すべき必要があるんじゃないかと。設計者はですね、なるべく良いものを作りたい。町に対して良いものを供給したいと。だから少々金が高くなつてもしょうがないという考えがあります。水道事業はですね、企業会計ですから、国とか県からの交付金とか補助金はありません。借金で全部賄なわなにかん訳です。借金もですね、国の方から借りるんですけど、30 年が最低で 40 年、50 年いふ形で借りて、設備投資をするというふうなシステムになっております。そういう中でですね、借金が多くなるから経費が沢山いふと。水道料金を上げたらえいというふうな安易な考え方は、止めましてですね、費

用対効果を十分協議した上でですね、実施設計をもういっぺん見直すべきじゃないかなど。

見直すにはですね、提案型応募型の一般競争入札という制度がございます。その制度はですね、土庄町としては、今、こんだけしか予算ないと、ところがこれとこれとこれの施設は、絶対せないかんと、そのためにどういう施設したら良いか皆さん方が提案してくださいと、設計者に提案してください。提案した中で、何社か提案してきた中で、土庄町としては、これとこれとこの業者 2 つぐらいを選定しようじゃないかと、土庄町の今の現状に合うんじゃないかというような入札制度に変えるべきじゃないかと、今もうすでに発注しておりますけど、作業は、あんまり進んでおりません。10 分の 1 か、もう少しぐらいのところで、設計金額に業務委託金額の中の作業、そのあたりだと思うんですけど、このままこの設計業者に全部丸投げ的な考え方で渡しとったら、非常に高価になると思われま。私が少し水処理関係の仕事を従事しておりましたので、調べましたところ、関係者のほうから、3 割高いんじゃないかというふうなことを言われました。3 割いうたら、これ 30 億かかったら 10 億ですよ。10 億も高い、全部町民の借金になる訳ですよ。ここを見直すためには、設計業者を変えないかんのじゃないかというような実感をしております。そういう中で、この本議会の一般質問では、解決できない問題ですけど、今後そういう入札、提案型、公募型の入札制度とか引き続き、その件に関しましては、水道特別委員会で回答を求めたり、協議をしていきたいと思っております。ですから、その最初に質問になっております概算要求、10 年間でやっていかないと決めました概算要求はどれくらいか。

肥土山浄水場の方の総金額はどれくらいか。

老朽管の漏水率、それと赤字なる中で、値上げはもうすでに 10% ぐらいやっておりますけど、今後、この問題点、費用がやっぱり安くなりますと値上げ率は、下げられるんじゃないかと思っておりますので、一番重要な土庄町における最大の事業投資の中での重要問題を協議して行く中で今日の回答を求めたいと思っております。以上です。

○議長（上川正衛君）

商工観光課長補佐 宮原正行君。

○商工観光課長補佐(宮原正行君)

山田議員のご質問にお答えいたします。

本町は、小豆島観光の拠点として栄え、これに関連する産業活動は、本町の基幹産業としての地位を築いております。観光産業は、運輸業、飲食業、宿泊業等に加え、商工業、農林水産業など非常に幅が広く、島外からの誘客による

観光産業の税収および経済波及は、島民の生活に大きな影響を与えております。

小豆島を訪れる観光客数の推移をみてみますと、観光入込客数は、昭和48年、1973年の154万人をピークに減少に転じ、昨年は、瀬戸内国際芸術祭などの影響で若干増えたものの、ここ数年は、110万人を割る状態が続いています。

さらに、近年の多様化する観光ニーズの変化や地域間競争に的確に対応するため、様々な観光機能を集積した拠点観光地を整備し、観光資源の保全と特性を活かした小豆島らしい観光づくりの推進が必要であると考えております。

また、島内各地で行われている祭りや30年以上継続している瀬戸内海タートルフルマラソン全国大会、西日本中学生選抜剣道大会、3年ごとに開催予定の瀬戸内国際芸術祭、瀬戸内国際こども映画祭など、新しい魅力を発信するイベントも継続的に開催し、重要な観光資源として積極的に活用してまいりたいと思っております。

第3次産業の比率の高い本町といたしましては、活力ある土庄町を今後とも維持・発展させるために、平成24年度策定予定の第6次土庄町総合計画の中で観光立町としての明確な位置づけを行い、観光産業の取り組みや事業を円滑かつ効果的に推進するための土台となるように検討してまいります。

観光は、経済の活性化はもとより、魅力あるまちづくりに大きく貢献いたします。今後、観光関連事業者や関係機関、団体等と連携しつつ、小豆島ならではの観光資源の発掘や創出、情報発信を強化し、観光客を温かくもてなす仕組みづくりを行い、21世紀の土庄を牽引する観光を創造してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上川正衛君）

水道課長 川本公義君。

○水道課長（川本公義君）

山田議員の2点目の質問について、お答えします。

土庄町水道ビジョンは、10か年計画であります土庄町水道事業基本計画を平成21年2月に策定しており、とりまとめとししまして平成21年3月に水道ビジョンを策定し、土庄町のHPで公表しております。

水道ビジョンの主な事業は、老朽化している肥土山浄水場の更新事業、20年以上経過した中央監視設備の更新事業、主要幹線である石綿管の耐震管更新工事、石綿管を含む耐用年数を過ぎた老朽管の布設替工事、老朽している配水施設の更新工事のこの5項目を計画しております。

肥土山浄水場更新工事を重要施策と考えまして、近い将来発生が予想されている東南海・南海地震に備えた耐震化した浄水場を整備し、きれいで、安全なおいしい水を安定して供給できる既存の水道施設を使用しながら、更新工事を

する目的で、4月25日に実施設計業務委託の入札を実施しまして、朝日設計株式会社が落札しました。

昨年発生した殿川ダム原水の藻臭、太麻山からの岩石落下、今年発生しました落雷による停電等がありましたので、水道課といたしましては、基本計画を修正し、検討しております。今後、肥土山浄水場の修正計画が固まり次第、水道事業特別委員会で協議していただく予定にしております。

水道ビジョンの主な事業の総事業費は、約35億円でございます。その内、肥土山浄水場更新工事の工事費は、22億5千万円を予定しております。

それから、漏水率はどのくらいかということですが、有収率、浄水場から配水された水量と水道メーターで検出された比率なんですが、平成22年度実績では81.35、100からこれを引いた18.65が漏水率と考えられます。

平成26年度に収支がマイナスになるというご指摘があったと思うんですが、基本計画で23年度、今年度10%程度値上げをしております。それを推移していきまして、27年度には、またマイナスに転じますので、その時にまた、水道料金の値上げ等を検討しなければいけないと考えておりますので、その点につきましても水道事業特別委員会の方で協議していただく予定にしております。以上です。

○議長（上川正衛君）

3番 山田建之君。

○3番（山田建之君）

先ほど質問いたしました入札制度自体をですね、もう一度提案型とか公募型の一般競争入札、全国から応募すると、土庄町に合った経済的にも地域的の場所的にも、それに合った投資ということで、そういう入札制度を考える余地はありませんか。

○議長（上川正衛君）

水道課長 川本公義君。

○水道課長（川本公義君）

山田議員の再質問にお答えします。

水道課としましては、実施設計を業務委託をしておりますので、今のところは、考えておりません。以上です。

○議長（上川正衛君）

千葉副町長。

○副町長（千葉三郎君）

プロポーザルとかいうことは良く分かります。

ただ、入札制度そのものはですね、ただ水道事業のみではなく、一般全体に

関わってまいります。従いまして、そのあたりを踏まえた中での今後の検討ということになろうと思います。

今、水道課長が申しましたように、今、現在の水道に対しては、適正な入札であったというふうには感じております。ただ、その後、内輪のことはわかりませんが、行政としてはその様に思っております。

それから観光に絡んでですね、島バス頼りの観光施策でなかったかというご指摘がございました。この当時、昭和 29 年の二十四の瞳の映画化、その辺りから島バスさん、堀本文次社長によって小豆島観光協会も出来上がったように記憶いたしております。

で、今回までの貢献度はかなりのものがあったということです。その反面、行政としてどうであったかということですが、当時から土庄町は、観光立町を標語して歴代の町長がまいっております。行政の役割なんです、あくまでも基盤整備が観光施策に対する役割であろうというようなことで、議会の皆さま方との協議の中で今日まで来ております。

ですが、最近の観光産業をみておりましたら、それが果たして今から後が良いかどうか、見直す時期にきておるといようなことも事実でございます。そのあたりを踏まえた中で、今回第 6 次の総合計画を策定いたしますが、その中で皆さん方と協議の中で観光施策をどうしたらいいかといようなこともご協議をお願いしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（上川正衛君）

3 番 山田建之君。

○3 番（山田建之君）

観光の方はよくわかりました。これから第 6 次に向けて頑張っていただきたいと思っております。

水道のもう 1 点の問題ですけど、朝日設計の計画図、フロー図と申しますけど、この図面を見るところですね、地元建築関係業者の請負が受注できるような配慮が全く見られない。

一例としましては、水処理終了後の配水貯水槽が 4 千トンのステンレス製となっております。ステンレス製は、地元業者は施工できません。大手メーカーでないと施工できない上ですね、高価であります。

鉄筋コンクリート製にすれば、地元建築業者、鉄筋組立業者、型枠大工、生コン業者などの受注の機会が大になります。このようにですね、この設計業者は、地元の経済に対する考え方は、全く無視だと思っております。そういう中でですね、私のほうは、この地元の、今の経済状況の中でですね、地元業者が仕事をして雇用をうまれるようにしまして、また、お金が 20 億、30 億の中から経済

的に回せるような形を町当局としては、考えるべきじゃないかなと、私は思っております。

この問題点も、今後の水道特別委員会及び議会全員協議会で十分協議したいと考えております。そういう業者の、今、先ほど副町長から言われました入札本体は、不正とかそういうことは無いと思われま。ないと思われますけど、この業者は取ってですね、土庄町にあんまり則してないんじゃないかというよ。うな、そういう配慮が全くされてない、良いものを、金はなんぼ掛かっても良いけど、作ったら良いというような設計内容になっとんんじゃないかないうところが問題点であると思ひます。以上です。

○議長（上川正衛君）

千葉副町長。

○副町長（千葉三郎君）

おっしゃることは良く分かりました。

その設計内容によって、土庄町にとって何がいいか、また、水道企業会計にとって何が良いか。このあたりはですね、しかるべき場所、いわゆる協議会とか水道特別委員会とか、そういう場所で十分に協議をいただく、土庄町のために将来どうしたらいいかというようなことは、十分に検討いただきたいと思ひます。以上です。

○議長（上川正衛君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

1 番、日本共産党、福本耕太です。よろしくお願ひします。

質問は 2 点です。

1 つ目は、国民健康保険税の引き下げについてであります。

出口が見えない最悪の不況のもとで、中小零細業者や働く町民の暮らしは、かつてなく困難な状況にあります。こうしたもとで、国民健康保険税の負担の重さを訴える国保加入者の声が強まっています。全国では、負担の重さに耐えかね、保険税を滞納した住民が、無保険のために、医師の診断を受けられず、死亡したり、手遅れになるという痛ましい事態が増え続けています。

今こそ、高い国保税の引き下げと、減免制度の拡充による低所得者の負担軽減、社会保障制度の抜本的改善を図るよう強く要望します。この間、日本共産党が独自で行った調査では、土庄町内に住む国保世帯の年間国保税額は、総じて、年間の生活費の約 1 割を軽く超えるという額になっていることが分かりました。

町内に住む男性 A さんの場合は、確定申告した年間所得が 86 万円、これに対して、年間の国保税は、9 万円です。介護保険税、後期高齢者支援税を含めると 15 万 5 千円の負担となっています。また、B さんの世帯では、年間 77 万円の所得に対し、国保税は、8 万 8 千円。介護保険税、後期高齢者支援税を含めると 13 万円の負担です。

A さんの場合、年間所得から国保税、介護保険税、後期高齢者支援税を引き、住民税等を差し引くと、年間の生活費が 60 万円です。12 か月で割ると 1 か月の生活費は、5 万円になります。年間の国保税が 9 万円ですから、国保税負担は、生活費の 2 か月分となります。

B さんの場合も、同様の計算式で計算すると、1 か月分の生活費は、約 5 万円、国保税が、8 万 8 千円ですから、これも 2 倍近くになっています。ほかにも何世帯かのサンプルを集めました。調査した全ての世帯で年間の国保税額が、1 か月分の生活費と同額、または、それ以上となっており、これが国保世帯にとって大きな負担になっています。

これは、全国で同様に起きている問題で、日本共産党の小地晃元参議院議員が、予算委員会の中で明らかにし、政府も事実なら忌忌しき問題、すぐに調査すると答弁をしています。

住民の生存権に関わる重大問題であるということをも、お伝えしたいと思えます。A さんは、不景気と高額な税負担に苦しみながらも、地域への恩返しの気持ちを忘れないためにも、店を続けたいと懸命に頑張っています。B さんは、仕事で頸椎を痛め、手術後の体のしびれもまだ取れないうちから、家のローンの返済もあるし、休む訳にはいかないと、土木作業や漁業など、日曜日以外は、毎日体を酷使して働いています。夫婦でお店を営んでいる C さんは、良い時でやっと 1 か月の生活費が出るだけの厳しい経営状況の下で、幼い子ども 2 人を必死で育てています。C さんは言います。国保税は、毎月少しずつ蓄えた貯金を取り崩して収めていると。

岡田町長に質問します。岡田町長は、住民のこうした厳しい暮らしの実態を見て胸が痛みませんか。また 1 か月分、また、それ以上の生活費と同額の国保税は、余りにも高すぎると思いませんか。答弁を求めます。

2 つ目は、伊喜末地区における水害対策についてです。今月 3 日に台風 12 号が日本列島を襲いました。私は、朝から町内全域を回りましたが、中でも特に浸水被害の大きかった伊喜末地区の県道付近及び民家の集中している地域一体でも水害対策について質問します。土庄町としてこれまでに取り組んできた対策及び今後の対策について説明を求めます。何が大きな課題になっているのかを含めて説明を求めます。以上です。

○議長（上川正衛君）

福祉課長 須浪宏和君。

○1番（福本耕太君）

議長、岡田町長に質問していますので、岡田町長にお願いします。

○議長（上川正衛君）

一応、私の方で先に指名させていただきます。

福祉課長 須浪宏和君。

○福祉課長（須浪宏和君）

福本議員の1点目の国保税に関するご質問にお答えします。

ご質問の主旨は、住民生活にとって、国民健康保険税の負担が重いのではないか、ということかと思いますが、ご質問の中で、生活費と所得額が出てまいりました。

まず生活費につきましては、世帯の状況によってそれぞれ異なります。当然ながら、国保税も世帯の状況によって異なりますので、生活費と国保税の額を比較して、一概に負担の大小を申し上げることは、これは大変難しいと思います。ただ、世帯の所得の比較で申し上げますと、ご存知のように、国民健康保険税につきましては、低所得の世帯については、税の軽減制度がございます。例を申し上げますと、1人世帯で前年中の所得が33万円以下であれば、被保険者均等割と世帯別平等割の7割が軽減されます。ただ、それ以上の所得がありますと、軽減がなく、さらに所得割も課税されます。

実際の世帯においては、資産割の有無であるとか、世帯の被保険者数にもよるとは思います。議員ご指摘のとおり、軽減制度に該当しない世帯にとりましては、率直に申しまして、負担感が大きい場合もあろうかと思えます。

○議長（上川正衛君）

建設課長 杉本正則君。

○建設課長（杉本正則君）

福本議員の2番目のご質問にお答えいたします。

伊喜末及び新開地区は、地盤が低く、流水勾配がほとんどない河川、水路が多い地区であります。以前より自然流下の水路だけでなく、強制排水用の水中ポンプを新開で2箇所200mm、150mmを、伊喜末で1箇所150mmを設置しております。県道下海側の水路についてですが、馬場崎海岸吐出口は、自然流下で流れております。四海鉄工裏側は、水門を設置しまして、150mmのポンプで吐出しております。

しかしながら、今回9月3日の台風12号は、牛歩台風と言われており、満潮時が2回の高潮がありました。恐らく海水が馬場崎海岸吐出口から侵入し150

mmのポンプで吐き出しをするものの、石井石油付近の県道は、冠水し、周辺の家屋は、膝まで水が来たと聞いております。

現在調査、検討しておりますが、馬場崎海岸吐出口につきましては、以前より香川県に水門か、フラップゲートをつけて欲しいとの要望をしておりますが、再度要望をして行きたいと思っております。

また、他の地域も高潮の水圧によりまして、吐出口が閉じた状態になり、ポンプの能力が落ちて、消防車による応援を求めたところもあります。

このように、年々海水位が上がってきている中、もう一度再検討し、住民の安全確保に努めなければならないと思っております。

○議長（上川正衛君）

岡田町長。

○土庄町長(岡田好平君)

福本議員のご質問にお答えいたします。

大変心の痛む話ですけれども、町としては、いかんともしい難いということでございまして、現在野田内閣で税と福祉との関係を今議論いたしております。そういうことで、国保税の値下げ等々含めると、これは制度改正がなければできないというふうに思っております。そういう点もご理解をいただき、皆さん方の党の力で、国の方へどンドンと陳情して働きかけていただきたい。以上です。

○議長（上川正衛君）

1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

私が質問したのは、住民の暮らしが非常に厳しいと、そういう中ですね、こういう実態に対して、町長の胸は痛まないかと。そういう対策をとる必要はないかということを質問したんです。実務的な話をお聞きしたではありません。

2 つ目の質問に移ります。

土庄町の国保会計基金は、1 億 8 千万円、県内自治体の平均と比較すると、2.6 倍です。多度津町が、一昨年 1 万円の引き下げを実施しました。仮に 1 世帯 1 万円の引き下げを仮定した場合、土庄町内の国保世帯は、2,700 世帯です。1 億 8 千万円を 2,700 世帯で割ると、基金は、1 世帯あたり 8 万 3,522 円になります。その内 1 万円を取り崩して、住民負担の軽減に当てられないでしょうか。一般会計から 0.5%の繰り入れを行っても実現できます。

また、町民の苦難を軽減しながら、町の国保会計の健全化を同時に進めようとするのであれば、県や国に対しても、町民の暮らしの実情をしっかりと語り、

県には、法定外繰入の助成を、国に対しては、国保負担率を 50%に戻すように強く求めていくことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上川正衛君）

福祉課長 須浪宏和君。

○福祉課長（須浪宏和君）

福本議員の再質問についてお答えします。

まず、国民健康保険でもご指摘のように、財政調整基金の積み立てがござい
ます。21年度末で1億8,400万円、22年度末で1億6,800万円余りでございま
す。この財政調整基金を取り崩して、保険税の減額に充ててはどうかというご
趣旨かと思いますが、財政調整基金は、年度間の財政調整という大きな目的が
ございます。具体的に申し上げますと、先ほどご議決いただきました補正予算
でも国保の返還金事業というものが、約900万円弱でございます。これは、国保
の医療費に対して、国・県等が負担をしていただく訳ですけれども、翌年度で
精算して、返還が生じる場合がございます。そういったものが、今回の補正900
万円弱ございました。基金については、そういった返還金の財源に充てる目的
がひとつございます。

また、国保でございますので、医療費が年によっては、急に増額する場合が
ございます。そのためには、当然町の負担も増えてまいりますので、そういつ
た場合にも、基金がなければ、負担の財源がなくなるということでございます
ので、基金の目的をご理解いただきたいと思います。

また、国・県等の財政支援についても、ご指摘いただきましたけれども、町
長も答弁いたしましたとおり、国においては、社会保障と税の一体改革の中で、
国保制度の改革についても改革案の中で記載しておりまして、それによりまし
と、国保が現在、市町村単位で運営されておりますけれども、財政基盤強化の
ために、都道府県単位に拡大するであるとか、また、議員ご指摘のとおり、公
費負担については、低所得者対策として、2,200億円ですか、こういったもの
を改革案の中に記載されております。現在、国の審議会等で具体的な制度設計が
議論されていると思いますので、改革案が全て盛り込まれるかどうか不透明な
ところもございますけれども、いずれにしましても、国保制度が、今、制度が
大きく変わろうとしている時期でございますので、町としましても、制度改正
の行く末を注視しながら、現行の制度を円滑に運営して行きたいと考えており
ます。

○議長（上川正衛君）

1番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

今、私がいくつかのことを言いましたけれども、4 点ですね。

基金の取り崩し、それから一般会計からの繰り入れ、それから県に対しての繰入助成、それから国庫負担率の 50%に戻すように。これは、総合的な住民の暮らしを守る、そして、町の国保会計を健全化していく上で総合的な提案をさせていただいたのでありまして、どれもこれもやらないというのであれば、これは、何も手を打たないというふうに捉えても仕方がないというふうに感じております。

3 つ目の質問ですけれども、先ほども須浪課長から少しお話がありましたが、国保の広域化の問題です。一昨年 11 月、日本共産党が行った対町交渉の中で、当時の福祉課長は、国保の広域化は、賛成だと答弁をされました。国保の広域化に賛成するかどうかは、政治判断ですから、岡田町長の判断だと私は、受け取っておりますが、この広域化が実施されれば、国保世帯の負担は、どうなるのでしょうか。重くなるのでしょうか、それとも軽減されるのでしょうか。また、重くなるのであれば、岡田町長が先程紹介したような、生活に困窮しながら懸命に生きている町民の命と暮らしをどうやって守っていくおつもりでしょうか。答弁を求めます。

○議長（上川正衛君）

福祉課長 須浪宏和君。

○福祉課長（須浪宏和君）

失礼します。

福本議員の再質問にお答えします。

先程私が申し上げましたように、国保が都道府県単位に拡大された場合の住民負担がどうなるのかとの見通しでございますが、実は、県内 8 市 9 町ございますけれども、所得割、資産割、均等割、平等割、国保税の算定に使われる 4 要素につきまして、その率が市町でバラバラでございます。

ですので、大変申し訳ないんですが、上がる世帯もあれば、下がる世帯もあるというしか、今は、申し上げられません。仮に都道府県単位に拡大するというのが、法律制度で確定しました段階で、当然シミュレーションをしまして、こういった所得割等の税率が決まっていくと思うんですけれども、今の段階では、各市町がバラバラですので、申し訳ございませんが、見通しがはっきりと申し上げられないという状況でございます。

○議長（上川正衛君）

4 番 山崎勝義君。

○4 番（山崎勝義君）

4 番、山崎です。

鳥獣対策について、その中のヌートリアについての質問をさせていただきます。

数年前より、ヌートリアが川の中でかなり繁殖して姿を見ておりました。今年の 6 月頃よりですが、肥土山・黒岩・上庄・北山で田植え後の稲に被害が多発しました。それで、耕作農家を慌てさせました。

肥土山地区では、ヌートリア被害対策協議会を早々につくり、被害拡大を防ぐために、会員がいろいろ活動しております。農林水産課の用意したわなで、肥土山では、21 匹、馬越では、10 数匹捕獲をしております。

ヌートリアは、土庄町全域で見られ、被害も広がっております。この頃では、今までは、交通事故で狸とか猫が跳ねられて死んでおりましたが、この頃は、うちの近所では、ヌートリアの被害がかなり出ております。

農家の努力によりまして、今年のコシヒカリは、収穫も、もう済みました。それで被害を受けた農家に聞きますと、共済には掛からない。余り大きな被害も出てないとのことで一安心をしたんですけども、一応、農業共済組合に被害状況を聞きましたところ、被害報告のあった面積は、10a、ほんの少しの面積だったそうです。しかし、今後、ヌートリアの捕獲を続けないと、来年の被害のほうが大きくなると、ヌートリアの被害が大きくなると言っております。ヌートリアは、年間 2、3 回繁殖し、一度に 4、5 匹生まれるそうです。来年の被害を大きくしないように、上庄・北山地区でも、ヌートリア被害対策協議会を作るために今、準備中です。町として、ヌートリア被害を大きくしないように、今後どのように対策をしていただけるか、質問をいたします。以上です。

○議長（上川正衛君）

農林水産課長 前田満照君。

○農林水産課長（前田満照君）

山崎議員のご質問にお答えいたします。

ヌートリアは、南アメリカ原産の大型のネズミの仲間ですが、町内全体で生息が確認されており、伝法川水系を中心に農業被害、特に議員のご指摘のとおり、水稻への被害が多発しております。

土庄町といたしましては、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律のに基づき、防除実施計画を策定し、町内全域で箱わなを使用して捕獲、駆除することにより、被害の低減及び生息頭数の減少をめざして、被害対

策を進めています。

防除体制、防除従事者対策として、香川県みどり保全課の協力を得て、島内において防除従事者養成講習会を開催し、今年度は防除従事者として、33名の方にご協力いただけるような体制作りを行い、捕獲に必要な箱わなの貸し出しも行っております。

また、被害の大きい肥土山地区におきましては、自主的に肥土山地区ヌートリア被害対策協議会が設立されております。

この結果、4月からの半年足らずで、33匹程度捕獲いたしました。

現在、ヌートリアの被害は、一時的に沈静化しているものの、町としては、今後も積極的な情報の発信と収集により、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の普及啓発を図りたいと考えております。

○議長（上川正衛君）

4番 山崎勝義君。

○4番（山崎勝義君）

どう言うんですか、肥土山・黒岩・上庄・北山で、かなりな被害が出とんどすけれども、その中に耕作放棄地、茂った背丈より茂った草の中でヌートリアは生活しております。それを管理、きちっと草を管理して、巣を作らさないようにすることが一番じゃないかと思うんですけども、今後農林水産課、町として、放棄地調査をして、その人、放棄地は、皆全部、所有者おります。所有者に通知をして、自分の田は、自分で管理するんだという方向で、調査をしていただきたい。それで所有者が分かれば、全部通知をして、管理をさすような方向でもって行っていただきたい。それが上庄・北山地区では、一番の解決方法でないかと思えます。どうでしょうか。

○議長（上川正衛君）

農林水産課長 前田満照君。

○農林水産課長（前田満照君）

山崎議員の再質問にお答えします。

土庄町におきましては、耕作放棄地は、肥土山や上庄に至らず、すべてにございます。その耕作放棄地対策といたしましては、今の時点では、国の補助事業であります農地・水保全環境整備とか中山間等整備等の事業を活用していただいて、農地の保全、農業施設の保全に努めていっていきたいと考えております。以上です。

○議長（上川正衛君）

4番 山崎勝義君。

○4番（山崎勝義君）

今の回答では、町としては、調査をせずに県の事業に乗っていかと、県の事業にのれるような面積のない小さな、一番不利な条件の悪い土地を、みな耕作放棄しております。そういうところで、県の事業で乗っていけるか乗っていけないかというのは、農林水産課としても分かるんと思います。ただ、僕が聞きたいのは、農林水産課として、放棄地を調査して所有者に通知をするかしないか。それだけ聞きたいんです。それだけ回答お願いします。

○議長（上川正衛君）

岡田町長。

○町長（岡田好平君）

山崎議員の質問にお答えいたします。

この前の委員会でも山崎委員さん、耕作放棄地が巣になって困っているというふうな委員会でも発言ございました。そういう意味で今、農業委員会とタイアップしながら、耕作放棄地をリストアップしまして、町として、持ち主に通知をいたします。そして、管理が出来るような一つの工夫をしていただくように努力していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（上川正衛君）

これにて一般質問を終了いたします。

閉会

○議長（上川正衛君）

以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

以上で平成23年9月土庄町議会定例会を閉会いたします。

誠にお疲れさまでした。

閉 会 午後12時45分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長 (上 川 正 衛)

同 議員 (藤 本 誠 助)

同 議員 (福 本 耕 太)